

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第二号

平成十八年十月二十五日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 上田 勇君

理事 金子善次郎君 理事 河井 克行君

理事 新藤 義孝君 理事 中山 泰秀君

理事 官腰 光寛君 理事 後藤 斎君

理事 近藤 洋介君 理事 赤羽 一嘉君

理事 小此木八郎君 理事 大塚 拓君

岡部 英明君 片山さつき君

川条 志嘉君 近藤三津枝君

佐藤ゆかり君 清水清一朗君

平 将明君 谷川 弥一君

とかしきなおみ君 土井 真樹君

丹羽 秀樹君 西村 明宏君

野田 毅君 橋本 岳君

藤井 勇治君 牧原 秀樹君

増原 義剛君 三ッ林隆志君

武藤 容治君 森 英介君

安井潤一郎君 吉川 貴盛君

大島 章宏君 太田 和美君

川端 達夫君 北神 圭朗君

細野 豪志君 三谷 光男君

柚木 道義君 鷺尾英一郎君

高木美智代君 塩川 鉄也君

武田 良太君

經濟産業大臣 甘利 明君

内閣府副大臣 渡辺 喜美君

經濟産業副大臣 山本 幸三君

經濟産業副大臣 渡辺 博道君

厚生労働大臣政務官 松野 博一君

經濟産業大臣政務官 高木美智代君

政府特別補佐人 竹島 一彦君

(公正取引委員会委員長)

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 谷 重男君

政府参考人 (文化庁長官官房審議官) 吉田 大輔君

政府参考人 (厚生労働省職業安定局高 岡崎 淳一君

齢・障害者雇用対策部長) 松井 英生君

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務 流通審議官) 西川 泰藏君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議 官) 鈴木 隆史君

政府参考人 (経済産業省経済産業政策 局長) 石田 徹君

政府参考人 (経済産業省貿易経済協力 局長) 小島 康壽君

政府参考人 (経済産業省産業技術環境 局長) 肥塚 雅博君

政府参考人 (経済産業省商務情報政策 局長) 望月 晴文君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官) 石毛 博行君

政府参考人 (中小企業庁長官) 加藤 文彦君

政府参考人 (中小企業庁次長) 熊谷 得志君

經濟産業委員会専門員

委員の異動 十月二十五日 補欠選任

辞任 佐藤ゆかり君 とかしきなおみ君

土井 真樹君 大塚 拓君

牧原 秀樹君 安井潤一郎君

山本 明彦君 三ッ林隆志君

同日

辞任 補欠選任 大塚 拓君 土井 真樹君

とかしきなおみ君 佐藤ゆかり君

三ッ林隆志君 西村 明宏君

安井潤一郎君 牧原 秀樹君

同日

辞任 補欠選任 西村 明宏君 山本 明彦君

同日

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四号)

十月二十四日

新聞の特殊指定堅持に関する請願(柴山昌彦君 紹介)(第二七四号)

は本委員会に付託された。

同日

放射能海洋放出規制法(仮称)の制定を求める意見書(岩手県久慈市議会)(第二四二七号)

「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射 能海洋放出規制法(仮称)の法律制定を求める意 見書(岩手県大槌町議会)(第二四二八号)

「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射 能海洋放出規制法(仮称)の法律制定を求める意 見書(岩手県山田町議会)(第二四二九号)

放射能廃液を海に放出しない法律、放射能海洋 放出規制法(仮称)の制定を求める意見書(岩手 県川井村議会)(第二四三〇号)

街づくり支援に関する意見書(石川県輪島市議 会)(第二四三一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四号)

經濟産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

〇上田委員長 これより会議を開きます。

經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占 の禁止及び公正取引に関する件について調査を進 めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣 府大臣官房審議官谷重男君、文化庁長官官房審議 官吉田大輔君、厚生労働省職業安定局高齡・障害 者雇用対策部長岡崎淳一君、經濟産業省大臣官房 商務流通審議官松井英生君、經濟産業省大臣官房 審議官西川泰藏君、經濟産業省貿易経済協力局長 鈴木隆史君、經濟産業省産業技術環境局長小島康 壽君、經濟産業省商務情報政策局長肥塚雅博君、資 源エネルギー庁長官望月晴文君、中小企業庁長官石 毛博行君及び中小企業庁次長加藤文彦君の出席を求 め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議 ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇上田委員長 御異議なしと認めます。よって、 そのように決しました。

〇上田委員長 質疑の申し出がありますので、順 次これを許します。佐藤ゆかり君。

〇佐藤(ゆ)委員 自由民主党の佐藤ゆかりでござ います。

本日は、安倍新政権発足後初めての經濟産業委 員会の一般質疑ということでございますが、その 最初の質問時間をいただきましたこと、まずもつ

て御礼を申し上げます。

安倍総理は、「美しい国、日本」の国家像の中で、未来に向かって成長するエネルギーを持ち続ける国という表現で、技術革新と改革によって成長の源泉をダイナミックに創造する経済を言葉の裏でお示しになりました。

小泉政権の構造改革が、あしき古き慣習を壊してよき伝統を残す創造的な破壊であったならば、安倍政権の改革は、残されたよき伝統の上に新たな成長の芽をつくる、そういう改革であるというふうに思っております。本日は、こうした成長の芽をつくる経済成長戦略を中心にお伺いをさせていただきます。

まず、新政権の経済成長戦略についてお伺いをいたします。

小泉政権時代から、不良債権処理に始まり、そしてさまざまな構造改革やIT化の推進へと、いろいろと供給側の改革が行われてまいりまして、この改革は新政権でも引き継がれているものと思っております。ぜひともこの路線は継続していただきたいものでございます。

その一方で、人口減少時代というものを抱えまして、人口減少時代には需要の縮小という自然な圧力がかかるわけでございますけれども、その中で供給側の改善だけが進んでしまいますと、場合によっては需給ギャップが開いて、デフレ圧力が再来しかねないような状況にもなり得るのではないかと思います。

デフレ脱却をして、財政健全化のための3%の名目経済成長率を維持するためには、個人消費などの民需拡大もしなくてはならないと思います。このために、供給側の改善によって高く向上させるパーキピタの労働生産性のもので、パーキピタ所得をきちんと増加させること、すなわち、生産性の向上に裏打ちをされた高い労働分配率を誇りつつ維持する経済を目指してこそ、人口減少時代にも成長は見込めるのではないかとこのように思うわけでございますが、この民需の喚起のルートも含めて、大臣はどのような経

済成長戦略を描いておられますでしょうか、御所見をお伺いしたいと思います。

○甘利国務大臣 佐藤先生は産構審の委員もされていまして、もう私が答弁をする内容は御承知だと思えます。

サブライサイドの改革とデイマンドサイドの問題、これは密接に絡んでおりまして、つまり、イノベーションが進んでいくと、そこに新しい消費が起きるといふことはあるわけでありますし、供給サイドが発展をしていくと、所得転嫁をされて消費力がふえるということにもつながるわけでありまして、携帯電話が発明される前はそういう市場はなかったわけでありまして、携帯電話が発明をされて新しい市場が広がった。もちろん、それによって余波を受けて縮小した部分もあるかとも思いますが、イノベーションが全体の消費力を、消費市場を拡大した。

それから、新しい事業が起きて、そこに新しい所得が起きると、それが消費に回る。生産性を上げることによって経済効率がよくなり、所得転嫁が起きて消費が拡大をする。

あるいは、市場そのものを広げていく、つまり経済国境を広げるという作業もあるわけであります。これがFTA、EPAでありまして、日本の物理的国境は限定をされているけれども、経済国境を広げることは可能ですから、アジアの市場を消費市場としていくということ等々、質と量で拡大をしていく。

供給側から働きかけて消費側を拡大することもあれば、消費側自身を拡大する、そういう縦、横、斜めの政策で経済規模を広げていくということになるかと思えます。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

確かに、イノベーションを基軸とした経済成長戦略は、ぜひとも引き続き取り組んでいただきたいと思えます。

そして、今お伺いしました、大臣のおっしゃっておられますイノベーションの方ですが、そちらの方に質問を少し移らせていただきたいと思

ます。

政府の掲げるイノベーション政策で、グローバル経済の競争力の強化のためにイノベーションの加速が必要なのは間違いないと思えます。ただ、国内の規制や税制などに照らしまして、こうしたものが国際的なイノベーションの確保を妨げている、その結果国際競争力を阻害しているのではないかとこのような議論もあるかとおりでございます。

例えば、情報通信技術分野の規制が市場の分断を引き起こしている。あるいは、我が国においては法人税が諸外国と比べて高い。また、減価償却税制につきましても、主要国では設備投資全額まで償却が可能でありますけれども、我が国の場合には投資額の九五%までしか認められていないというような、いろいろなことがあるわけでございます。

この点、次の政府税調の会長に阪大の本間正明教授の御就任が決定されたわけでございまして、そういう意味では、成長戦略に軸足を置いた、合致する課税論者として期待がかかるところでございしますが、この国際競争力の強化につきましても、大臣も新聞等では既に前向きな御発言をされておられることと思えます。ぜひ、規制改革や税制改革をどのような御方向で進められるおつもりか、お伺いしたいと思います。

○山本(幸)副大臣 おっしゃるとおりでございます。グローバル化の中で国際競争力を高めていくために、税制や規制の面でイノベーションという観点で考えていくことが大変大事だと思っております。

その意味で、法人関係については、私も、まづ、御指摘の減価償却制度につきまして、国際的なイノベーションを確保して、設備投資の拡大と、それによってイノベーションの加速化を実現したいと思っております。平成十九年度税制改正におきまして、償却に要する年数を諸外国に劣らないものに見直したい、また、全額を償却可能にするということ等を内容いたします四十

年ぶりの抜本的な見直しを今要求しているところでございます。何とか実現したいと思っております。

また、規制改革の面でも、そうした情報通信分野で阻害しているものがないかどうかというものを検討しておりますし、あるいは企業結合規制とか、これは公取の関係にもなりますけれども、そういうガイドラインで、国内市場だけを見て物を考えるということがございますけれども、やはり国際的な商品は国際的な観点で考えて、企業結合については見直していくというようなことを申し上げておまして、そういうこともやりたいというように思っております。

あるいは、新しいイノベーションができて医療機器なんか出ても、その審査が非常におくられて、せっかくのイノベーションが生かされないというように、これが現実にも起こっておりますので、これはまた厚生労働省とも相談をしながら、そういうせつかくの技術革新を生かすことができるように、規制改革等に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○甘利国務大臣 具体的な施策については今山本副大臣がお答えをさせていただきましたが、先生御指摘のように、今や、国が企業を選択するという時代ではなくて、企業が国を選択するという時代になってきております。鎖国ではありませんが、経済国境、企業の選択をするエリアが、国の堀が下がってきて、低くなって、どこでも行けるという時代になりました。企業にとって魅力的な国であることが大事だと思いますから、そういう点では、競争相手国とのイノベーションをどこまで確保するか、それが大事な要素になってくると思えます。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

早速でございますが、次のイノベーションについて質問させていただきたいと思えます。

経済産業省では、イノベーション・スーパードイウェイ構想というものを目下進めておられるところと思えます。研究開発と市場との好循環を目

指す経済産業政策でございますけれども、市場での需要動向など重要な最新情報というのは、実は、これまでは系列関係ですとか下請関係などの企業間で情報が共有されていたという仕組みがソフ

トに成り立っていた時代がございましたが、最近では系列関係も解消し、あるいは下請関係もなくなりつつあるというような中で、最終需要に関する重要な動向ですとか、あるいは需要動向からくるさらなる技術革新へのヒントにかかわる情報などをどうやってある意味、川上企業に伝達をしていくかということが一つ問題として挙げられる

と思います。
このあたり、イノベーション・スーパーハイウェイ構想の中で、今後どのようなソフトな制度構築を目指すものなのか、御所見をお伺いしたいと思

います。
○渡辺(博)副大臣 ただいま佐藤委員の方から御指摘ありましたイノベーション・スーパーハイウェイ構想についてでございますけれども、イノベーションが経済発展のために今大変必要であるということは総理の所信の中にも述べたとおりでありまして、成長に大いに貢献するイノベーションを促進するためには、科学と技術と事業をつなぐ双方向の知の流れを円滑にするということが大変重要だというふうに思います。

企業側から見ますと、市場のニーズに合わせて革新的な製品化を行うためには、大学や産業技術総合研究所等、我が省でありますけれども、こういったところが行う基礎研究を活用して、科学にさかのぼった研究を行うとともに、市場情報や異分野の技術等の多様な知の融合を進めていくことが大変重要になってきているというふうに思います。

そのために、経済産業省としましては、産学官の連携、異分野の知識、技術の融合を促す研究開発の推進、知の融合の場づくりに対する支援を通じて、研究と市場の間の好循環をつくる仕組みを構築しております。まさにこれがイノベーション・スーパーハイウェイ構想ということでありま

す。具体的に申すならば、とりわけ双方向の流れをつくるためには、人、物、金、知恵、わざ、これが双方向で流れる視野の広い仕組みをつくっていくということが主眼でございます。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。
ぜひとも、変わり行く企業間関係を反映した形で、情報化社会ですので、きちっとした情報共有の制度構築に向けても御尽力いただきたいと思

います。
もう一つイノベーションについて、最後に、イノベーションを取り巻く外部環境の整備についてお伺いをしたいと思います。

少子高齢化時代というのは軽視できない足かせでもあります。それと同時に、新たな成長のチャンスを提供しているというふうにとらえることも可能ではないかと思

います。すなわち、少子高齢時代に需要拡大の見込まれる産業を重点分野として、これらを支えていくための新しい技術開発・革新などにつなげる戦略的な政策というの

も有意義ではないかというふうに思われるわけですが、この意味で、少子高齢化時代の重点産業というのは、我が国の国内経済においてどこに模索しておられるのか。

そしてまた、例えばがん対策等の先進医療技術ですけれども、あるいは次世代知能ロボットですとか、あるいは異分野、異業種技術融合などの新しい技術分野でのイノベーションの加速のため

に、例えば技術移転ですとか実用化研究開発、あるいは特許、国際標準化等の、いわゆるこれらのイノベーション活動を取り巻く外部環境の整備について、どのような優先的な取り組みをされてい

かれるおつもりか、お伺いをしたいと思います。
○甘利国務大臣 少子高齢化社会の到来をマイナ

ス要因としてだけとらえるのではなくて、プラス思考で、だからこそこういう事業分野が開けるのではないかという御指摘は、そのとおりだと思

います。
医療や介護や福祉にどう新しい発想を持ち込んでいくか、あるいは、その分野にイノベーション

をどう投入していくか、持ち込んでいくか、それは大事な視点だというふうに思っております。

日本は、ロボットというのも得意な分野でありますし、介護ロボット等々、あるいは、その力のない人が介護をするために、ロボットスーツ等の実用化も進んでいるわけであり

ます。あるいは、医療の分野でも、ＩＴを導入して、より効率的に、質を下げずに医療費を削減していくか等々のトライもあるわけでございます。また、新分野では、燃料電池の開発であるとか、あるいは新しい次世代検索エンジン等々、いろいろなアイデアが出てきております。総理はよくテレワークとい

うことをお使いになります。自宅にいながらに仕事で、つまり、女性が家事、育児をしながら仕事に従事できる、そのためのＩＣＴ技術の活用も事業分野としては開けていくではないかと。いろいろ提案があるわけであり

ます。
マイナス要因として少子高齢化をとらえるだけではなくて、プラス要因として、だからこそこういう事業分野があるではないか、こういうニーズがあるではないか、そういう発想は非常に大事だというふう

に思っております。
○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。
ぜひとも、少子高齢化時代にみんなで前向きに築き上げていけるような産業政策を行っていただ

きたいと思

います。
今大臣からもお言葉が出ましたテレワークですけれども、少し、在宅の人口増計画というの

も今、新政権で出ているとおりにかと思いますが、それについてお話を移らせていただきたいと思います。

在宅人口増計画、労働市場をいわば柔軟化していく政策でございますけれども、これはまさに労働生産性を上げていく上で重要な施策であると思

います。
そこで、この在宅人口増計画というものを実施するに当たりまして、今後、実は、社内LANシステムの自宅からのアクセスの普及等のシステム投資について、少し、経済産業政策の一環とし

て御検討いただけないものかというふうな思いもござ

います。
実は、自宅から例えば会社員が会社の社内LANシステム等にアクセスをする場合に、いろいろなセキュリティのクリアランスですとかシステム投資が事業者側にも必要になってくるわけであり

ますけれども、ただ、この社内LANシステム等のアクセスというのは、実は、労働市場を在宅人口をふやすことによつて柔軟化し労働生産性を上げるというメリットのみならず、私は、これは育児休暇の促進など、そういった意味でもその横断的な効果が期待される一つのシステム投資分野ではないかというふう

に考えております。
そういう意味で、非常に効率性が高いということもありまして、ぜひ、この社内LANアクセスのためのシステム投資を行う事業者などに対する優遇措置というものが検討できないものかどうか、そのあたりの可能性についてもお伺いいた

したいと思

います。
○肥塚政府参考人 今大臣から、あるいは先生からもお話がありましたように、テレワークは、自由度の高い働き方で、幅広い人材に就労機会を与えるという

ことで、私どもも期待しております。
数字を一言申し上げますと、情報産業を中心に在宅人口の増加に向けたテレワークの導入が進んでおりまして、十七年度の就業人口に占めるテレワーカーの割合は一〇・四％ということで、平成十四年度の六・一％から順調に増加しております。

今先生がお話のとおり、ただし、事業者がテレワークを導入しますときには、機密情報の管理、情報セキュリティの問題、それから勤務状況の管理に問題があるというふう

に言われておりまして、私ども、四省庁で連絡会議をつくつたり、あるいは産学官でテレワーク推進フォーラムというよう

なものをつくりまして、四省庁共同のガイドブックなどもつくっております。

これからも、そういう意味では、情報の管理、情報システムあるいは労働管理のあり方について

検討し、勤務環境の改善あるいは生産性の向上といったメリットがあるんだということをガイドブック、いろいろな形で示していきたいと思っています。

その中で、今先生からお話がありましたIT関係でございますけれども、一つは、このガイドブックの中にも書いてあるのでございますけれども、やはりセキュリティの基準というものをどういうふうに入れたかというふうなことを四省庁それぞれ、労働法規に関しては得意な厚生労働省、私どもは情報セキュリティのところと、そういうことがあろうかと思っております。

それから、そういうテレワークだけではなくて、サービス産業の生産性向上という意味でもITの活用というのは非常に重要だと思っております。いろいろな行動指針をつくらなければならぬ。支障、普及というように努めているわけでございまして、今お話しした点につきまして、今年度から導入されています新しいIT基盤税制というのが、一定のセキュリティ要件を備えますと、ITの投資に対するインセンティブでございますけれども、これが生産性の向上に役立つ、あるいはこれをもっと利用していただいてテレワークの導入に役立っていくというふうな、先ほど申し上げましたガイドライン、あるいは私どもがつくっているメリットの示し方、あるいは情報管理のあり方について考える中で、そういうことをもっと積極的に取り上げていきたいというふうに考えております。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。次に、時間も迫ってまいりました、一つ、地域活性化と中小企業の活性化策についてもお伺いをぜひともさせていただきたいと思っております。

安倍総理は、地域中小企業の活性化と地域間格差の是正について、頑張る地方応援プログラムというものを来年度からスタートさせるといいます。

なことを言及されておられます。並行して経済産業省の方でも、地域資源活用企業化プログラムの創設ですとか、あるいは地域における産業集積、いわゆる産業クラスターのさらなる進捗と拡大のためのネットワーク化などを既に政策として手がけておられると思っておりますけれども、実際に、この地域活性化策というのは、十九年度の予算要求でも経済産業政策の一環として重要な取り組みを既に始めておられることかと思っております。

特に、この地域間格差の是正が今課題視されている現況を踏まえまして、地域経済と中小企業の活性化に向けた来年度の具体的な具体策の中でのような活性化策を行われるのか、大臣のそのあたりの御決意をお伺いしたいと思います。

○甘利国務大臣 景気は引き続き拡大はしていますけれども、いま一つ実感がない、大企業はいけれども中小企業はまだら模様、都市部はいけれども地方は結構大変という話が聞こえます。地域間格差、これが無限に拡大していくという

ことは避けなければなりません。全く同じにするということはいろいろ難しいと思っておりますけれども、それぞれ地域が自分の力で伸びていくための環境整備をする。

ここで大事なことは、いつときの効果ではだめだと思っております。公共事業型というのは、その公共事業を実施しているときはいいけれども、終わっちゃったおしと。所によつては、それがあるためにかえってそのランニングコストで実は足を引っ張るなんていう声も出てくるわけでありまして、でありますから、その地域に存在する資源を見出してブラッシュアップをして、その連係プレーをする、アライアンスをするということ

が大事だと思っております。今までも地域産業クラスター構想というのを我が省は持っております。地域の中小企業が持っているノウハウとかアイデアを物にしていくということですね。実用化試験をして実際の製品や商品、サービスに仕上げていくということ、それを地域の産学官連携で行っているわけでありまして。

ただ、これにはもう一つバージョンアップする大事な要件がありまして、それは、市場とつながるといふことなんですね。いいものはできたけれども販売戦略がなっていないというんじゃないか。それから、産学官連携に横ぐしを通して市場とつなげる、マーケティングという発想がなければいけません。これを導入していこうと思っております。地域資源は、我が省だけじゃなくて、文化的なもの、歴史的な遺産、町の景観あるいは自然景観、いろいろなのがあると思っております。それを地域おこしに使用いかというのを各省が研ぎ澄ます感覚を持っていきやいけないう思っています。

それを各省間連携をしていく、そこに例えば総務省の措置がどういきいてくるかということだと思っております。

私は、閣僚懇の席上で、中小企業政策として我が省の政策からちよつとはみ出ますと、国交省にも、あるいは農水省にも文部科学省にも、あるいは総務省にもそういう協力要請をしております。既に事務レベルでの連携がスタートいたしております。これらの地域に眠っている資源を掘り起こしてブラッシュアップをして連携をとっていくということ、一回限りの振興策じゃない、持続的にその地域が繁栄していくその基盤をつくりたいというふうに思っております。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。ぜひとも、その地域に根差した独自豊かな地域振興の政策を推進していただきたいというふうに思います。

時間が少し残されているようですので、もう一つだけ質問をさせていただきたいと思っております。最後に、資源関連の政策についてお伺いをしたいと思います。

昨今の中国を初めとする新興国の経済成長に伴いまして、世界の鉱物資源や金属材料などのいわゆる原材料に対する世界需要の拡大というものが起きているわけでございます。それに伴いまして、グローバルなこういった原材料の販路や輸出入ルートが目覚ましく変わってきているという実

態もあると思っております。

そうした中で、我が国の戦略的分野でもあります半導体製造に欠かせませんレアメタルを一つの例にとりまして、先駆的事例として、この安定供給の確保に向けて、実際の取り組み、どのような取り組みをされておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○望月政府参考人 先生今お尋ねのレアメタルについては、資源の不足が、偏っているということ、あるいは需要が急増しているということから、大変重要な政策課題になっております。

かねてから私ども、レアメタルの備蓄であるとか、そういうことで緊急時対策については対応しております。また、このレアメタル自身の資源開発につきましては、資源機構、JOGMECと言っているんですけども、資源機構など自身が鉱物資源の探鉱開発についての交付金を交付するとか、あるいは希少金属についての代替材料の開発をする、そういった観点からさまざまな施策を打っているところでございます。

この問題の重要性というのはいまますます高まっておりますので、私どもとしては、これについてさらに一層の総合的な対策に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○佐藤(ゆ)委員 ぜひ、こういう戦略的分野での予算要求というのもしつかりと継続していただきたいと思っております。

これで質問を終わらせていただきたいと思います。小泉政権の創造的な破壊から安倍政権の成長の芽の創造に向けて、ぜひとも、我が国のよき伝統を生かしながらも、グローバルな環境変化をしつかりと見据えた経済産業政策に取り組んでいただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○上田委員長 次に、赤羽一嘉君。

○赤羽委員 公明党の赤羽一嘉でございます。まず、甘利大臣、山本、渡辺両副大臣、高木大臣政務官、このたびの御就任、大変におめでとうございます。

特に甘利大臣におかれましては、商工族と言うと聞こえはよくないかもしれませんが、商工関係の議員としてこれまで御活躍もされておりましたし、満を持しての御登板ということで、たゆまない、絶えざる経済成長を続けていかなければいけない難しい時期の御就任ということで、大変その意義は大きいと思いますので、どうか、今後とも御指導いただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

きょうは、先日の大臣のごあいさつに関する御質問ということで、きのう、率直に言うとき余り時間がなかったものですから、通告は細かく書きましましたし、多分役所もきのうは夜を徹して答弁も用意されているかもしれませんが、きょうは時間も限られておりますので、そんな細かいことをぎりぎり詰めるというのは次回以降、それぞれの委員会のときということで、きょうは、これからの大きな経済産業省としての戦略とか方向性について、率直に甘利大臣の御見解とか、感想というレベルで十分なんです。お述べいただきたい。本日は委員会じゃなくて二人で話せばいいじゃないかと言われるかもしれませんが、大臣も大変お忙しいので、こういう場じゃないかなかなか議論とか感想を述べ合うこともできないと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

実は、私、久方ぶりに経済産業委員会の所属になりました。以前、もう十年以上前に商工委員会と呼んでいたときに委員をやっておりましたが、率直に、久しぶりに経済産業省の役人の皆さんと話をさせてもらって、非常に、平たく言うと、随分元氣になったというふうに感じました。

これまで私が思っていた旧通産省というのは、恐らく、戦後復興に際しまして、まさに日本の産業界の旗振り役として、とにかく自分たちが頑張らなきゃいけないということで、大変優秀な人材も集まって、旗を振り続けて、日本の高度成長を支えてきた。

しかし、近年になって、重厚長大産業に陰りが

出てきて、また一方で、規制緩和とかいうか、民需主導というような中で構造改革をしていかなければいけないということ、その中で、なかなか経済産業省の役割というのが、率直に言つてすごく小さくなってきたのではないかな。悪い言葉で言うところ、どうも、優秀な人ほど、規制緩和の法律をつくって、自分がみずからベンチャーを起こして役所をやめていくとか、大学教授になられるとか選挙に出られるとか、大変優秀な人材が相当省外流出をしているんじゃないかと私はすごく率直に思っておったんですね。何となく、予算を見て、資源エネルギー庁とか中小企業庁というのはそれなりに機能しているけれども、本体の方がどうも旗振る場を失っているのではないかとこのことを大変心配しておるわけでございます。

一方で、歳出歳入一体改革というのがこれまでも政府部内の中でいろいろある中で、どうしても、私も財務副大臣をやらせていただいておりますが、非常に、余りおもしろい話ではなくて、切りの詰める、夢のあるというより、カット、カットの話ばかりでして、どうも暗い中で、今回の経済産業省とか、前の二階大臣の多分リーダーシップのもとで人口減少下における経済成長戦略といったものを発表されたというのは、私は大変意義が大きいのではないかと。

本日に、甘利新大臣のもとでこの経済成長戦略を肉づけしていただくことが、恐らく、冒頭申し上げました、経済産業省の役人の皆さんが大変元氣を取り戻している原因の一つなのかな、こう想像しているところでございます。この経済成長戦略について、また後ほど質問させていただきますと思います。

その前に、先ほどの御答弁にも、大臣の御答弁の最後の方で出ておりましたが、景気回復についてちょっと、これは少し所管とは違うかもしれない。景気については、イザナギ景気を越える景気拡大というか、長期にわたる景気回復がなされている。マクロの数字ではそういうふうに出てくる。

しかし、我々政治家としては、私は神戸選出ですが、神戸市の中を歩いていて、マクロ経済的には景気は回復したとか、イザナギ景気を越えるあれだとかという話をするのを投げられるような、何を考えているのかと。景気回復を実感できているのかというのはいさ言えない。もちろん、非常にもうかっている人とかいうのは余りもうかっていると言わないという傾向もあると思いますが、大変だという声はまだ強い。

マクロの数字も、よく見ますと、企業部門の数字はいいし、設備投資は大変強含みだという数字が出ておりますが、やはり個人消費については、以前よりよくなったとはいえず、かなりまだまだ想定よりも低目に出ている、弱いということが、これはもう正直なところだということに思っております。

その中で、格差問題というのが言われているわけでございます。

私、格差問題というのはちよつとどうなのかなと。私個人としては、アメリカなんかと比べますと明らかに日本の方が格差が小さいわけなんです。日本の中で格差、格差と言われているというのは、私、ちよつと少しその辺、疑義もあるのがあります。

しかし、先ほど申し上げましたように、東京とか名古屋とかというところ、神戸といったら、地方都市と言われるかもしれませんが、一応政令都市でして、神戸と比べても、それは相当、まだまだ景気回復のタイムラグがかなりある。今大臣御答弁ありましたが、地方に行くと、タウンミーティングなんかで高松とか仙台に行きましたけれども、地方に行けば行くほど、というのは、公共事業に依存している地域に行けば行くほど相変わらず深刻な状況が続いているというのはいはり事実としてはあると思うんですね。

あと、大企業と中小企業というの、これも随分粗っぽい言い方ですが、いろいろな業種でよし悪しもあると思うんですが、そういった業種の中、業種ごとのよし悪し、回復度の違いと

か、その中で大企業、中小企業との違いというのも、現状は違いがある。

あと、正規、非正規。これは非正規雇用が進んだ結果、経済がよくなったという側面もあると思うんですが、やはり余り麗しい状況じゃありませんし、非正規雇用とか、加えて、ニート、フリーターという就職できなかったいわゆる三十代の人たちが、そのまま置いておくとか、やはりそこについて、個人消費についてはなかなか回復しないという側面もある。私はそう認識をしておいて、やはりこれを何とかしていかねばいけない。そのための恐らく経済成長戦略という位置づけだということには思っています。

ちよつと御感想とか御認識を伺いたいわけですが、その景気回復の実態と、そしてそこに生まれている格差と言われる現象について、大臣の御見解並びに今後の修正とか改善の方針とか、御見解を賜りたいというふうに思います。

○甘利国務大臣 赤羽先生が本委員会に戻られたことも経済産業省のモチベーションが上がってきた要因の一つであると思いますが、確かに、戦後の復興を当時の通商産業省が支えたというのは事実だと思います。ただ、昨今は、とにかく行政は民間の邪魔をしないでくれ、それが最大の後押しだという話が随分ありますと、何もやらないことがいいのかとか、あるいは、行政が持っている民間に対する制約を全部放せば放すほど、つまり自分たちの仕事はなくなればなくなるほど世の中にはいいのかというような感覚が出てきますと、確かにモチベーションが下がってしまいうわけがあります。

ただ、通産省の歴史、経済産業省の歴史というのは、新しく国を引っ張っていつてくれるリーダーディングインゲストリーを本日に種のころから見出して、それをいかに後押ししていくかという政策は、日本の復興、発展を支えてきたんだというふうに思っておりますし、特に、本省は許認可官

序じやありませんから、知恵を出す以外はないんですね、予算も大してありませんから。知恵の勝負の役所でありますから、そういうことにちゃんとみんなが気がつければ、頭の勝負だとなれば、当然、よし、やってやろうという気持ちにはなるはずなんです。そのことを私は就任のあいさつで強く申し上げた次第であります。

景気回復の実感がなく、私もそうなんです。大手の企業の中には、史上空前を更新というのは確かにいっぱいあります。しかし、中小企業はどうなのと。確かに中小企業の中にも、私の地元で、実は結構もうかっているんですよと言ってくる人もいますけれども、全体としては、どこの話というのは結構聞こえるわけですね。都市はいけれども地方はだめと。

この実感がなくというのは何だろうなとずっと私も思っていたんです。今月でイザナギに並んだ、来月イザナギを超えるのは間違いないと。だけれども、どこの国の話ですかという声も相変わらず聞こえてくるわけですね。

これは、期間は長いけれども厚みがないということなんです。イザナギの場合は、実質でも一％を超える。今回は実質で二・四ぐらいですかね。私は名目が大事だと思っているんですけども。名目、要するに実際の数字ですよ。給料袋の中身、企業の実際の表づらの業績の数字。この名目がどうかというと、イザナギの時代は、たしか年平均ベースで一八パーを超えているんじゃないですかね。今は何か一パーですからね。それは幾ら長く続いたって実感はないと思います。ですから、経済成長戦略、経済成長戦略大綱では、名目三パーに持っていこうと。これは並み大抵のことじゃないと思いますよ。財政出動の制約のある中で、知恵と工夫で三パーまで名目を持っていこうと。そうすれば、少なくとも実感はわいてくるのではないかと。

にきちんと点火して、そこからたくましく伸びていく、ここがまだ完全にうまくいっていないんです。その原因は、企業は収益が上がったけれども、企業の所得から家計の所得に転嫁がまだ始まったばかりです。賃金はかなり下がっていて、ようやく底打ちして反転に出てくる、これからだと思っています。

正規、非正規も、正規が減って非正規がどんどんふえていった。これも底打ちをして、両方ともふえたときから、今度は、四一六では、正規が百万人ぐらいいふえて、非正規は十四、五万減った。ようやくこれからだな、ここが大事だという思いがいたします。

地域では、やはり発想を変える必要があると思います。昔は、地域の落ち込みを支えるのに公共事業、補正でも公共事業が主で、一時的なカンフル剤効果はありますけれども、仕事が終わっちゃった後どうしてくれるのさという話なんです。仕事が終わっちゃった後も引き続き地域経済を支えてくれるというやり方をしないと、単発的で終わってしまう。もう無制限にカンフル剤を打ち続けなきゃならぬということになりますから、公共事業が悪いと私は決して言いません。これは必要です。ただ、地域経済を振興させるプランのその部品としての公共事業という視点が大事だと思います。

こんなにしゃべっていいんですか。たびたび引き合いに出されますのが、地域資源でいうと、わかりやすいからいつもこれをみんな使っているけれども、広島熊野町の筆ですね。

書道なんというのは、産業として見れば衰退産業ですね。書道人口はどんどん減っているし、筆の需要は減っている。でも、その筆をほったたに当ててさわった人がいて、あつ、この感覚って何かに使えないのと思ったところからスタートするんです。化粧筆への変更ですね。こんなに品質がよくて、ふぞろいでなくて、こんな世界にどこにもないよということを持ったところから、つ

まり、筆というものを別な視点から見た途端に、世界の商品になるんですね。

これは、ただ物をつくるということだけじゃなくて、やはりマーケティング、つまり市場戦略ですね。どういう仕掛けをしていくか。その市場戦略のもとにブランド戦略があつて、このブランドは世界一、一流のメーカーアップアーティストはこれを使っている。逆に言えば、これを使っている人は二流という意識づけをしていくという戦略が必要だったわけですね。これがうまく機能して、世界の熊野筆になったんだと思うんです。

これは筆だけじゃなくて、地域資源というのは幾らでもあると思うんですよ。それを見出してブラッシュアップして、そして、ただつくるだけじゃなくて、デビューをさせていく戦略と結びつける、こういうことを地域ごとにやっていくその手助けをするということが大事だと思うんですよ。そうすると、一時的な、一時しのぎのカンフル剤ではなくて、永続的にその地域の経済を引っ張っていく要素ができるわけですから、そういうものをつくる。

これは何も我が省のことだけじゃなくていいと思うんです。うちには世界に冠たる世界遺産があるといったら、これはもう大変な地域資源ですね。ただ、ああそうで終わっちゃうと宝の持ち腐れですから、これをどういうふうに使ってやろうかという発想が大事なんです。

ですから、省庁間の連携ということは、今ほど大事なときはないと思います。基本的に経済産業省というのはお邪魔虫で、すぐよそへ出張っていくんでありますけれども、迷惑がられるんであります。このDNAがむしろ今は活躍をするときではないかと。ただ、断りなしに相手のうちに入っていつちやうと申しわけないですから、お邪魔しますという仁義はちゃんと切っているところをごいまして、今、省庁間連携をスタートさせております。

今言われた経済成長戦略、いろいろこういう資料をいただきまして、事務次官から本もいただいているんですが、ちょっとまだ読み切れていないので、よくできているんだろうなと。今言われました省庁間、経済産業省からはみ出てやっつけていくと。知恵の勝負の役所というのはなかなかいい位置づけで、本当に誇りを持ってやっていたきたいな、こう思います。

ややもするとそこに水をかけるようなことを言ってしまうので、恐縮なんですけれども、今まで経済産業省とおつき合いをしてきて、商店街を活性化させるTMOというのは、私は話を聞いたとき、これは話としてはいいけれども、本当にこんなことができるのか、率直に言ってしまうと、発言をしたことでもありますし、平沼プランという起業家支援、今回の話をしようとして、きのうもずっと見ていて、イノベーションと需要の好循環云々とか書いてあるのを一生懸命読んでいたら、あれ、平成十三年五月の資料だといつて、これは平沼プランのときの資料と全く同じようなことを言っていて、何か、見てちょっとトレースしたら、目標は十八万社から年間三十六万社の企業が、現状は十六万八千社に減っているみたいで、いろいろな要因があつて、別にここでくさすわけじゃありませんが、要するに、ややもすると絵にかいたもちになつてきた嫌いがどうも、今までの経済産業省が、いろいろいいことをやってきたんだと思いますが、そういうプランが多かったというのには甘利大臣の方がよく御存じだといふふうに思っておるんですね。

ですから、これからの経済成長戦略というのは、これは読んだ限りでは、他省庁からもいろいろ出させて、まだごった煮という感じがあまりなくて、役所も、こういう号令がかかったからそれぞれ役所として出てきて、これで言いつ放しだしたらまた同じような話になってしまうかと。

ですから、今後のトレースの仕方とかフォロワーの仕方というのは、先ほどの御答弁にもありましたけれども、やはり一時的なものではなくて

永続的なもの、カンフル剤じゃやはりしょうがないわけですね。地力をつける、日本での国際競争力の向上ですとか、地域地域での、それぞれの地場での経済力の向上ということについて、ぜひ大いに知恵を発揮していただきたいというふうに思っています。

何か御答弁があれば。

○甘利国務大臣 私、経済産業省と長いことつき合ってきて、この役所のいいところは、新しいことにチャレンジするモチベーションと能力は極めて高いんですね。

ただ、欠点は、一回やったのをその後もフォローして続けていくというのは余り得手としないですね。興味がなくなくなっちゃうんじゃないかと思われ節があるんですね。だから、いつもいつも新しいことを打ち出すけれども、そういえば去年のあれどうなったの、だれか知っているとこの感じになっているところもあるんじゃないかという、これは思っていますよ、反論は役所はあると思うんですけれども。

ですから、プランをお上げしたら、それが機能しないのはどこに問題があるかというのは常時点検して、常にバージョンアップを考えていくという姿勢が大事なんだと思います。御指摘の点はしっかりと踏まえてやらせていただきたいと思っています。

○赤羽委員 それで、中身を全部さわれないと思えますので、まず、「国際競争力の強化」の中に、我が国に世界最高のイノベーションセンターを構築して、そのことによってアジアの発展に貢献し、アジアとともに成長すると。

当然、今、世界でマーケットとして大きくなっているのは中国を初めとするこのアジアでありますから、そことの接続をどうするか。これは、実はもう民間では大変な勢いで進んでいるわけでありまして、私、ぜひ、日本ではもう少し官民一体となって仕事をすると。経団連のミッションが行くときに、トップに経済産業大臣が団長でついたら、たって全くおかしくない話なんですけれども、日

本ではなかなかそうはいかないんですね。

私、中国について、私も中国に長く駐在をしてきたことがございまして、中国というのは、近代化の歴史の中でいろいろなリスクがあると云われていた。私もそう感じていたが、結果としては、何とかクリアしてきている。これからは、二

〇〇八年か一〇年まではいいけれども、その先はどうかという悲観論を言う方もいますし、そのリスクはあると思いますが、中国国内というのは、五つぐらいのステージがあるというか、経済格差が百年分ぐらいある。上海なんかは日本の神戸とか大阪よりは全然進んでいるけれども、いまだにまだ生活していると言ったクレームが来るかもしれないが、それに近い生活をしているようなところ、向こうは格差がある。その格差が結構強めで、一番発展している地域がたとえバブルではじけた形になっても、それを吸収するセカンドステージがあり、サードステージがありフォースステージがありファイフステージがある。私は、向こう五十年ぐらいは、基本的には極めて強い経済成長をしていく大マーケットだと思うんですね。

ここについては、省エネビジネスとか環境の問題も含めて、やはり官民挙げて積極的に取り組んでいただきたい。ぜひ、年内かどうか知りませんが、そういったミッションをまず経済産業大臣を団長として実行していただきたいというのが私の一つのお願ひでございます。

もう一つ、経済連携協定、EPAの話。

私、党のEPA推進事務局の事務局長をやっています、やはりあれは、思ったんですけれども、交渉の仕方が難しいですよ。だれがリーダーシップをとっているのかわからないんですね。経済産業省も一生懸命やりたい。だけれども、一応は外務省が窓口になるけれども、各論はそれぞれ、経済産業省があつたり農林水産省があつたり財務省があつたりとかと、各論でやるわけですね。

そうしますと、私が見ている感じを率直に言う

と、なるべく自分たちの、日本の国益に反するようなものを出さない役所がよくやったみたいな評価になるというか、材料を十用意していただけたら八で済ませた、これは農水省、よくやった。私、これって、基本的にEPAの精神と全く反するんじゃないかと思う。

私、フィリピンの担当大臣と会ったときに、何で日本はこうなんだ、フィリピンと日本というのは経済力では一対百以上差がある、それなのに、何であんなにナールパスになって細かいものでクローズしようとするのかと。

これは、もちろん農林水産省というのは大事ですけれども、私、今のままだとなかなかこのEPAというのは進まないし、ドーハ・ラウンドも難しいと思いますし、それをやっていると、結局、中国との互恵的競争関係というか、中国はどんなやつてくる、こうなると、本当にアジアにおける云々という経済成長戦略の一つの大きな柱があつたという間に吹き飛んでしまふではないか。ですから、少々いろいろなことがあつても、総論の責任者として経済産業省がこの経済連携協定の交渉はやはり旗を振るべきじゃないか。

その中に、ぜひお願いしたいのは、今回の経済成長戦略の予算要望の中でアジアの人財資金構想というのが入っていると思うんですが、これはぜひ、今フィリピンとの例えば人の移動の中で、日本の資格を取らなければクリアできない、こちらに來れないというところがありますね。細かいことは聞きませんが、このアジア人財資金構想というのが確立できるならば、そういったことも柔軟に含めていただきたい。

私の言いたいのは、対中国ということを官民挙げて大臣が旗を振っていただきたいということと、EPA交渉というのは、国益を考えるとやはり経済産業省が責任を持ってリーダーシップをとっての交渉をしていただきたい。この二点について、大臣の御所見、御決意をいただければと思います。

○甘利国務大臣 中国と日本の貿易は、もはや対

米を抜いて、なくてはならない存在になっているわけでありまして。さらに、戦略的互恵関係と、安倍総理の訪中の際に、日中首脳会談でメッセージが発せられました。つまり、お互いにどうしてプラスになることを戦略的に進めていくということでありまして。御指摘のいろいろな問題を解決しながら前進をしていかなければならないと思います。

官民連携の話であります、実は、私も昔からそういうことを非常に思っております。まるで潔癖性のように、そばへ寄るなという感じで、日本の海外の民間企業はまさに孤軍奮闘、競争相手は政官の分厚い後押しがある、これで戦いに勝てたというのかという話はしょっちゅう聞きました。

私は外務省に、大使館はもうちょっとその地の日本企業に関心を持ってほしいということを強く言いました。そうしましたら、あるとき局長が私のところに来まして、大使を赴任させる際、それも重要な項目の一つと訓示を与えて出すことになりましたという報告に來ましたけれども、癒着ではないけれども、官民連携というのはどこまでもやって戦っているわけですから、これは非常に大事だと思います。

それから、EPA、FTA交渉に経済産業省が、そして経済産業大臣がもっとリーダーシップをとれという御叱咤であります。本当にありがたいお話であります。

交渉の際に、中国のような国はトップダウンで、とにかくEPA、FTAを結ぶ、後は考えるというやり方ですから早いのでありますが、日本は積み上げ方式であります。農水省の問題が多いのでありますけれども、できるだけ農水大臣とも連携をとって、加速度をつけていきたいというふうに思っております。

○赤羽委員 どうもありがとうございます。

きょうは、本日は中小企業の支援策についても触れたかったのでございますけれども、時間がないのでこの辺で終わりにしたいと思います、ぜひ対外的な、対中のことについては、くどくな

りますが、もともと日中議連の幹事長もやられていたと思いますので詳しいと思います。ぜひ現地に乗り込んでいって、しっかりと友好関係をつくっていただきたいということを重ねて申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○上田委員長 次に、近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介でございます。

五年五カ月間続いた小泉政権から安倍政権にかわられて、甘利大臣の体制になられての最初の一般質疑でございます。私も気合いを入れて質問をしたいと思っております。

甘利大臣は、先ほど赤羽先生から商工族というか通だという話がありましたけれども、御経歴を見ますと、通産政務次官、自民党の商工部会長、衆院商工委員長そして大臣と、いわゆる四冠王であられます。自民党の先生を見ても、この四冠王の方というのはどれだけのものかと思うわけですが、その意味では経済産業分野に大変御造詣の深い先輩議員だと伺っておりますし、私も、経済産業分野を国会議員として一つの大きな分野といえますか、ライフワークにしたいなと思う一人でございます。このたびは民主党の経済産業政策の責任者の立場も預かりましたし、党派は違いますが、我が国の国際競争力なり産業の競争力を高めたい、こういう観点から、ぜひこれから密度の高い国会での論戦をさせていただきたい、こう思っております。

まず最初に、大臣、大事な話がございます。一点、冒頭から伺いたいと思うんですが、経済産業政策とは直接のかかわりはありませんが、大事な話でございます。最近、与党自民党、そして自民党の閣僚の方からも出ている我が国の核保有論議についてお伺いしたいと思います。

御存じのとおり、自民党の中川昭一政務調査会長が、十五日の民放の番組で、核実験をした北朝鮮の問題に関連して、日本の核兵器保有の必要性について議論すべきだという趣旨の発言をされて

おります。また、麻生外務大臣も、十八日の国会の質疑において、議論しておくのも大事なことでと御答弁をされました。

こうした御発言について甘利大臣はどのようにお考えか、受けとめていらっしゃるのか、また、我が国の核兵器保有について議論をすべきと甘利大臣はお考えでしょうか、いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 我が国は、持たず、つくらず、持ち込まず、この非核三原則を一貫して掲げているわけでありまして。安倍内閣につきましても、この問題はそれで決着がついているということでは総理も御発言をされておられます。

法的に言っても、原子力基本法では平和利用に限られているわけですし、法的な制約もありまして。NPTに入っている以上そういうことはしてはいけないという制約がかかっているわけでありまして。日本は世界で唯一の被爆国であります。だからこそ、この悲惨さ、世界じゅうから核兵器を駆逐するという声を大にして叫ばなければならぬと思います。

日本は科学技術立国でありますから、日本は能力的にはその能力はあるけれども、あえてつくらぬ、持たない。能力のある日本がつくらぬ、持つつもりはないと宣言をすることがまさに説得力があるものでありまして、能力がないものが持たせんとするのは、ただ外向けに言っているだけの話かとも思いますけれども、日本には技術はあるけれども、しかしやらないという宣言をするんだ、それが核兵器をこの地球上から駆逐していく大きな説得力になると思います。ですから、その種の議論もすべきではないと思います。

○近藤(洋)委員 大臣のお考え、そういった核保有の議論はすべきではないという御発言だと思っております。

そこで、御確認をさせていただきたいのですが、大臣は、直前、自由民主党の政務調査会の会長代理の職につかれていたと聞いております。自由民主党政務調査会長というのは自由民主党における政策の責任者だと認識しておりますが、そう

いうことでよろしいでしょうか。

○甘利国務大臣 党の政策の責任者でございます。○近藤(洋)委員 そうですね。自民党のホームページから私も党の規約といえますか党則を見て、四十二条に、「党が政策として採用する議案は、政務調査会の議を経なければならない。その政務調査会を主宰するのが政務調査会長でありますから、まさに政策の責任者であるということだろうと思っております。

そこで、議会制民主主義において政府・与党は一体であります。議会制民主主義でございますから。その我が国において、この与党政策責任者の発言というのは極めて重大だと私は思うんですね。折しも、北朝鮮の事件が起きた後、海外の論調では、日本が核を保有するのではないかとということが取り上げられている。我々は全くそんなことを考えていないのに取り上げられている。そういった取り上げられた後の中川政務調査会長の御発言であります。

しかも、大臣も重々御存じのとおり、この核保有の議論が出ること自体、実は我が国のエネルギー政策に対して大変な影響を与えるわけでありまして。我が国の核燃料サイクル事業は、不拡散体制のもとで、核を持たないという国際的な宣言のもとで許されている、ある意味で認められている。IAEAの保証も受けて、非常にクリーンなんだということを国際的に宣言した上での核燃料サイクル事業であるわけですから、この与党政策責任者の発言は我が国のエネルギー政策にも大変大きな影響を与える、私はこう思うわけでありまして。

そこで大臣、所管大臣として、中川昭一政務調査会長に対して、その御発言に対して注意を喚起するなり抗議するなり、そういった行動はとられましたでしょうか。

○甘利国務大臣 中川政調会長は、彼も非核三原則は堅持するという前提で、しかし議論することという表現に及んだようであります。その後に

直ちに自民党総裁、つまり政調会長の上司たる安倍晋三総裁が、そういうことはありません、非核三原則を堅持し、その種の議論はしないということをおっしゃいました。これは政調会長の発言を否定したものだとうふに承知をいたしております。また、中川幹事長も同種の発言をされておりますので、党としての意思、総裁としての意思は政調会長には伝わっていると理解をしております。

○近藤(洋)委員 中川政務調査会長は元経済産業大臣であられるわけですね。私も、中川昭一先生は大変尊敬している議員の一人でありますから心苦しいわけでありましてけれども、経済産業大臣を経験された方がこういった発言をする、しかも、およそ責任がある政治家が、我が国のリーダーのお一人が核保有について軽々に発言するということとは考えられないですね。明らかに内閣なり与党の大きな意思が働いているのではないかと、保有をする向きに前向きなのではないかという懸念を広げる結果になっている、こういうことなのであります。

さらに申し上げたいのは、麻生外務大臣がその後の十八日に、これは、今度はテレビではなくて国会の場でありまして。国会の場で、隣の国が核兵器を持つことになったときに、検討するのめ、意見交換もだめというのはいかがか、一つの考え方とは思いますが、議論しておくのも大事なことで、こうおっしゃっているんですね。もちろん非核三原則は堅持するという前提ありの上ですが、しかし、さらに議論しておくのも大事なことで、こうおっしゃっている。

甘利大臣は、議論するべきではない、議論するということをすべきではないということを明確に今、国会でおっしゃいました。麻生大臣の国会での発言と違ふんじゃないんですか。いかがでしょうか。

○甘利国務大臣 私の発言は総理の発言に沿っているというふうに思います。近藤先生おっしゃる通りに、日本は、原子力の

平和利用に徹するという点に際してお墨つきをもらっているから原子力開発が進んでいるわけがあります。おっしゃるとおりです。IAEAの厳重な査察をクリアしているからこそ、いわゆる再処理から含めて、あるいは高速増殖炉の研究開発まで含めて、いわゆるフルサイクルで認められている。これは、国際的な原子力協力、GNEPという体制が今提案されて進んでいるわけでありまして、そのGNEPの構想の中で、核保有国以外でフルサイクルで認められているのは日本だけでありまして、それは、平和利用に徹するという完全なお墨つきのもとに、日本なら任せて安心というわけでありまして、この信頼を揺るがせることはあってはならないと思っております。

○近藤(洋)委員 全くおっしゃるとおりでありまして、フルサイクルができる我が国の核燃料サイクル事業、要するに、原子力政策が成り立つのは、核保有の議論など全くもってのほか、一切しないという、大臣全くおっしゃるとおりの中で認められている体制なわけですね。そして、私も全く同じ考えでありまして、我が国は唯一の被爆国として、核兵器を持たないという中で原子力の平和利用を行う、これは国際的に私はある意味で責務でもあるかと思うわけでありまして、そういう観点に成り立っている我が国のエネルギー政策の中において、麻生外務大臣が国会の中で、非核三原則は堅持するという前提であるものの、議論しておくのは大事なことだと発言されたのは、私はこれは極めて問題だと思っております。

これは、甘利大臣、エネルギー政策、外務大臣も、そういったGNEPなりさまざまなエネルギー関連の、まさにこれから伺いますエネルギー外交も含めて、密接不可分の関係なわけですね。エネルギー戦略において非常に重要な関係は外務大臣であります。外務大臣がそのような発言を、議論しておくのも大事なことと言った、国会でこのように言った発言について、極めて遺憾だと思いませんか。

○甘利国務大臣 外務大臣の発言の趣旨を子細に

外務大臣に確認はしておりませんが、私の先ほど答弁をさせていただいた日本の基本的な考え方、この仮に障害になるといような趣旨であるならば、これは考え方を訂正していただかなければならないというふうには思っております。

ただ、外務大臣御自身が非核三原則は厳守するという前提のもとでの発言、どういう御趣旨、いろいろと深みのある御発言をされる方でありまして、その趣旨、真意を確認しなければならぬとは思っております。

○近藤(洋)委員 議論しておくのは大事なことだというのが国会で言ったのは、これは速記録にも残っている話でございます。その上で、今の甘利大臣の御答弁と比べれば、明らかに内閣で方針が違う、外務大臣と経済産業大臣が方針が違うと思わざるを得ません。この点は強く指摘をしておきたいと思っております。

エネルギー政策について引き続き伺いたいと思うわけですが、エネルギー問題についてはさまざまな課題があるわけですが、特に、大臣、気になるのは資源の確保であります。

我が国は資源のない国であるわけですから、資源の確保は何としても進めなければならぬ。その中で、我が国とロシアの間で大きなプロジェクトが二つ進んでおります。石油天然ガスのサハリンにおきまして、二つの石油、天然ガスのプロジェクトが進められてまいりました。

この二つの計画が現在大きくつまづいております。特に、サハリン1、これは大変歴史のあるプロジェクトであり、また日本政府も運営に出資という形でかかわっているプロジェクトでございますけれども、このほど、生産予定の約六百万トンの天然ガスの全量が、これは当初、日本に輸出される計画でサハリン1は進んできたわけでありまして、けれども、事業主体のエクソン・モービルが日本ではなくて中国に販売する、こういう計画を打ち出したということが伝えられております。我が国がこれまで政府、官民一体となって進めてま

いったサハリン1プロジェクト、これが、大きな成功の投資の果実といえますか、開発の果実が中国に移る事態になった、このことについて、大臣はこの事態をどのようにお受けとめたいのでしょうか。

○甘利国務大臣 もう随分前になりますけれども、サハリン1のプロジェクトがスタートをいたしまして、私もエネルギー関係にかかわる議員としてぜひ見ておきたいということで、当時の奥田幹生先生と一緒にサハリン1を視察しまして、リグにおいて中に入つた経験がございます。そういう思い入れがありますので、その進展度合いを大変注視しております。

今回、サハリン1について、中国と売買契約に向けての覚書が締結され、売買契約の前段であります。締結を目指して交渉を進めていくということだと承知をしております。ただし、その間も他の需要家との交渉は続けていくことであります。また、日本とも引き続き続けていくわけでありまして、ガスの方はそういうことで、石油の方は、九月にターミナルが完成をして本格的な輸出が始まった、日量二十五万バレルが送られてくるわけでありまして。

近藤先生も御存じだと思いますが、なぜ1の方が、日本の需要家、天然ガスを使う事業者との間で話がこじれているかといえ、パイプラインを引いてくるということも、とてもめどが立たないではないか、LNG事業、液化の事業であるならば、幾らでも買います、ところが、天然ガスパイプラインを持つていく見通しが立たないではないかというところで、需要家の方は液化プロジェクトでやつてほしい、供給側の方はパイプラインで送っていくというところがぶつかつちやつているところなわけでありまして。

サハリン1とサハリン2では、サハリン2が液化で、これはもう買い手も決まっています。ただ、後でお話が出るかと思いますが、環境問題で若干おくられているということがありますが、買い手はもうついているわけでありまして。1の方は、生ガ

スで送るということに関して、オペレーターの方と需要家の方との思惑がそれぞれ交錯をしているというところなんでしょうか。

私は、就任をして、確かにパイプラインというのは漁業権の問題とかなんともうややくしてなかなか大変なんです。持つてくる以上、途中の需要家という電力ですね、ですから、基本的にはその電力がそういうニーズを持つてくれないと、つまり、パイプラインの道すがらちゃんと買っていく人がいないと成り立たないですが、なかなかそこら辺がうまく見通しが立たない。需要家の方は、ポータビリティのいい液化であるならばすぐに買いますよと。買いますよと言っているのに売り手との交渉が成り立たないというのは、方式をどうするか。1の方はパイプラインが得意な会社でありますし、2の方は液化が得意な会社という問題もあらうかと思っております。

私自身は、就任してから、何とか液化にならないのという思いがあるんです。液化になれば問題は解決するんじゃない。そんなに難しい技術でもないと思うんです。実は、なかなかこれ、直接働きかけは難しいんです。政府が外国私企業に直接働きかけをする、もう交渉に出てこないというようなことだつてあるかもしれない。これはそういう心配もあると思っております。

これは、やはりSODECOを通じて間接働きかけというのは努力はしてきているんです。なかなか話が成り立たないというのがちよつと苦しいところなわけでありまして、日本の資源戦略上、非常に大事なプロジェクトでありますし、私自身は、そういう最初にリグに立ち上がったという思いもありますから、何とか物にしたいというふうな考えはありますが、現状はそういう状態で、若干膠着をしているということでもあります。

○近藤(洋)委員 大臣、まさにこのままだとサハリン1は、パイプライン計画というのはいろいろコストもかかりますし、さまざまな意味で難しい部分はあるのだと思うわけでありまして。

今、大臣の御答弁の方で、液化も含めて検討できないものかというお考えがございましたが、SODECOは、御案内のとおり、政府出資の会社でもあるわけで、完全に民間のプロジェクトですと云って切り離す話では、これはもう歴史的にもサハリン1についてはそういうものではないと思っておりますし、このまま中国にガスが行くというのは、私はこれは日本の全体の天然ガスの安定供給ということからも大変問題になると思うわけであります。

あわせて、サハリン2についても、こちらの方はロシアの環境省がこれに待ったをかけて、環境問題から工事中止の命令というんでしょうかを出されて、今ロシアの政府内での作業が進んでいる。作業といいますが、ロシアの中でそういう命令が下された。ロシアの中にもいろいろな議論があるようでありまして、今、いずれにしても、その部分が不透明になっている。

あわせて、このロシアの二つのサハリンのプロジェクト、そういったやり方も含めて、サハリン1の事業の見直しも含めて、相当思い切ったことを考えないと、サハリン2については純粋に民間ではありますけれども、やはりロシアがエネルギー覇権主義とも言えるような強気の姿勢を近年とっておるわけでありまして。いよいよ日本にも同じような形で来たなどとは受けとめているわけですが、政府はどうかの場面でこの二つのプロジェクトについて、それぞれ別のプロジェクトでありますけれども、サハリンのプロジェクトについて、体制なり考え方を直すなり示すなりしないといけないのではないかと。このままだと見通しが甘かったんではないかと批判も受けるかと思うんですが、重ねていかがでしょうか、サハリン2も含めて。

○甘利国務大臣 サハリン2につきましては、ロシア側が表向きは環境問題に疑義がある、そういう指摘をしてくれている。一方で、国営企業の参画をもっと拡大したいとか、あるいはコストが二倍になっていることについていろいろ主張をしてい

らっしゃるところなんです。

ロシアは資源の国家管理体制を次第に強めていきます。これは日本だけに対して言っているわけではなくて、外国も全く同様な対応をされているわけでありまして、きのうもオランダの経済大臣と話をしました。やはり、向こうもかなり頭が痛いという話をされていました。二人で話したのは、世界の経済の枠組みに入ってくる以上は、しかも法治国家である以上は、契約ということの遵守義務について、より認識を高めてもらわなきゃいけないですね、きちんと契約を交わして判を押しながら、それがほごにされるような事態は絶対避けなきゃならない、その国の信頼性にかかわりますし、それ以降の外国投資というのはかなりちゅうちょする事態になる、これはロシアにとってもよくないですから、そこはきちんとお互い主張していかなくちゃいけませんねという話。それから、ただ、向こう側の理屈にも理がありまして、それは許可全体が飛んでいるわけではなくて、幾つもある許可のうちの一つの環境部分の許可についてちょっと見直すよ、それはちゃんと環境保全をやっていないじゃないかという指摘があったわけなんです。

ですから、これはオペレーターとロシア側環境部局ときちんと話を詰めて、ではどがしているのかをちゃんと挙げてもらって、そのうちこまではこういう対処をしました、残りの未対処の部分はこれからこういう対処をする予定ですよということを一項目ごとにきちんと精査をして対応方を提案していかなくちゃならない。それを今やっている最中、これからロシア側が恐らく今週あたり具体的にああだこうだということを言ってくるでしょうから、それに対する対処方をきちんとしていくということが大事だと思います。

その上で、上がったコストの吸収の仕方とか、あるいはロシア側国営企業のシェアの問題等はそのオペレーターを中心に民で話し合いを進めていけばいいことだと思いますので、これは政治レベルでも前大臣と在日ロシア大使との話し合いと

いろいろなことをやってきております。民間の交渉が主でありますけれども、政治的に問題があれば、それを解決するための話し合いをしていくということは今までもしてきておりますし、これからもやっていくつもりであります。

○近藤洋委員 契約をちゃんと守ってくれればいいわけでありまして、現実としてロシアがこういう行動に出てきているわけですね。だとするならば、やはりそこは、政治レベルの態度なり、国家としての姿勢というのが求められてくるんだろう。民間の企業で対処できない事態に陥る可能性があるので、そこは政府としての姿勢を示すことが重要だろうというところは、指摘をさせていただきたいと思うわけです。

あわせて、大臣、サハリンだけではない。中東では、大型の原油プロジェクトであるイランのアザダガン油田開発も、まことに残念ながら大きく後退をいたしております。日本側の権益が従来の七五％から一〇％に減らされて、その開発の主導権を失った、こういうことだろうと思えます。

アザダガン油田開発につきましては、当委員会では我が党の同僚議員からもこれまで、その開発計画が危ういのではないかと、カントリーリスク、核開発疑惑も含めたイランの国情についての危惧、さらには開発契約の内容についての危惧を再三指摘させていただいております。その際、エネ庁側は、民間ベースの話だからと。

私は、これは民間の話だとは思わないですね。なぜなら、石油資源開発の筆頭株主は国でありますから、単純に民間だと切り離すことは全くできないプロジェクトだと思っております。民間の話だからなかなか内容を申し上げられませんが、さらには、自主開発油田として期待しているという期待の表明のみをこの委員会でも繰り返している。結果として、この事態に陥った、こういうことであらうかと思えます。

サウジアラビアのプロジェクトが終わった後のいわゆる中東の目玉プロジェクト、サハリン1、2と、そしてこのアザダガンが我が国の資源開発

の三大プロジェクトだと私は認識しております。この三つのプロジェクトがともにこの時期に後退をした、さらには、大きな転換を余儀なくされている。

この事態について、重ねて、大臣、エネルギー政策に大変かかわってこれられてお詳しく御見識をお持ちだと思いますので、何でもこのようになってしまったのか、イランについても御見解を伺いたいと思っております。さらに、この一〇％になった事態を受けて我が国としてはどうされるのか、お考えをお聞きたいと思えます。

○甘利国務大臣 私が就任した途端この三つの、あるいは中国の東シナ海を入れて四つの課題と直面をしているわけでありまして。

アザダガンの油田開発は、その規模からいっても非常に期待されるプロジェクトでありました。御承知のとおり、平成十二年の十一月に当時のハタミ大統領が来日をされました。その際に、我が国に優先交渉権が付与されて、十六年の二月に日本とイランの事業者との間で開発契約が署名されたわけでありまして。

現状は、核開発疑惑の国際的な要請にイラン側がこたえてくれないということで、こういう状況になっているわけでありまして。国際社会としては、核不拡散の大原則から、イランにその疑念を払拭する行為をちゃんとしてほしい。ところが、期限が来ても、あるいは期限を延ばしても対応がなされていないということで、資源外交上は、自主開発比率を引き上げていく大事なプロジェクトでありますから、やっていかなくちゃならない。一方で、安全保障の観点からは、そういう国際的な要請を破るような行為が国としてはなかなか、なかなかというのか、これはできないということの、正直板挟みに入っているわけでありまして。

インベックスが七五％の権益を一〇％に下げたということ、いろいろな意味があると思えます。オペレーターの地位を返上したということでもあります。これは、民間ベースでいいますと、純粹に金融判断がつかないということです。政府系

のJBIICも含めて、あるいは民間の金融も含めて、極めてリスクだと判断を金融側はしますから、金融がつかないわけであります。ですから、なかなか前に踏み出せないという民間の判断が当然あるわけであります。

しかしながら、国際的な状況下の中、民間企業として、いきなりやめたということには、それはもちろんできないわけでありまして、これは当然いろいろな事態が想定をされます。逆に、契約を交わしながら不履行ではないかという事態になるわけであります。しかし、そういう契約が実行できないような環境であるならば、なかなか前へ進めることができない。しかし、どういった状況の変化があるかわかりませんけれども、少なくとも話はつながっているということですね、一〇〇％持っているというものは、なかなかこういう場で明確にお話しできない、いろいろな要素の中で、結果としては、制約の中の糸がつながれているという状況ではないかと思うのであります。

確かに、おっしゃる通りに、国が大株主であります。たしか二九％だと思いましたが、経営権をどうこうできるまでの数字にはあえてしてありません。インベックスは上場企業であります。国がインベックスに影響力を行使して、それが株主に対する不利益を与えようということになりますと、当然、上場企業でありますから、株主はその損害をどこに持っていくかという話にもなっていくのではないかと思います。

極めてセンシティブな案件でありますので、申し上げられる範囲はぎりぎりこのくらいかなというふうに思います。

○近藤(洋)委員 交渉事ですから、それは、言えること言えないことあるかと思えます。ただ、私が指摘したいのは、やはり政治は結果責任でありますから、この事態に陥っているというのは、やはりゆゆしき問題だろうと思うわけであります。

大臣、経済産業省がこの新・国家エネルギー戦略というのを前大臣の時代ですけれどもまとめた

れました。ここには、海外での資源開発目標、これは石油ですけれども、現在、我が国企業の権益下にある油田開発について、自主開発比率を取りベースで今一五％となっているけれども、これを二〇三〇年、もう残すところあと二十数年しかないわけですから、四〇％にしたいと。倍以上にしたいという大変高い目標を経済産業省、エネルギーが掲げているわけでありますね。

こういう目標を掲げていないなら、幾つかのプロジェクトが破綻してもそれはいいでしょう。ただ、やはり自主開発比率を高める方が国益にかなうという目標を政府は立て、これは私も民主党も同じ思いであります。そういう中で、残念ながら厳しい状況に今立ち入っている。そうすると、大臣、やはり体制面をある程度見直す時期もあるのではないかと、私はこう思うわけであります。

民間企業でできること、できないことがやはりあるわけでありまして、かつて石油公団があり、いろいろな事情があつて分割、こういう形になったわけですから、無論、旧石油公団の体制がよかつた、すべてよかつたと言つてもいいわけありませんが、しかしながら、やはりある程度の国の関与のあり方、リスクの、危険の請け負い方、さまざまこれはあつていいのではないかと、こう思うわけですね。

と同時に、やはり、かつて石油ショックのときに、第一次石油ショック、田中内閣でありましたが、通産大臣は中曽根通産大臣、あのときには、たしか三木武夫副総理が中東に飛んでいったわけですね。世界からは、油こいだ何だ言われましたけれども、でも、副総理が中東に飛んでいって、そして資源を確保した。この姿勢が、まさに、日本が非常に厳しいんだ、だから政治が意思を出して、みずから乗り込んでいって資源を確保したんだと、私は非常に意味があつたと思うんです。その意味では、果たして資源外交というのがこれまで行われてきたのか、小泉政権下において、エネルギーからいろいろと、資料を見て、どういうことを、どういう人と会つてきたんですかというの

を見ました。それなりに動かれているのはよくわかりますけれども、しかし、こういう事態になると、もちろん国会日程等はあるわけですから、体制面の見直しも含めて、資源外交のあり方も含めて抜本的につくりかえないと、この四〇％は到底無理ではないか、こう思うわけであります。

麻生大臣が核保有の議論が大事だなどということとを言うようでは、議論も大事なんと言うような内閣では非常に危ないという懸念も思うわけでありますけれども、少なくとも、甘利大臣はこういった問題に大変お詳しいわけですから、抜本的な体制の見直しも含めた資源開発のあり方を考え直すお考えはございませんでしょうか。

○甘利国務大臣 近藤先生が石油公団のことに言及されました。私は、きのうの閣議後会見で、石油公団の問題があつた、その問題は出直しの改革をして刷新をすべき、それはそのとおり、しかし、資源開発ということに国がかかわることの政策まで放棄してしまうようなメッセージを与えたのは間違いだという話をしましたら、きょうの新聞には、石油公団は残すべきだというような、ちゃんとした話になつていないのであります。

当時はどういった状況だったかといいますと、もう石油の国際市場があちこちにあるんだから、買つてくればいいじゃないかという議論をされてしまったんですね。どこでも売っているんだから、自分がわざわざリスクを冒して開発する必要はない、石油公団は、どうにもならない経営をしていて、あんなものはつぶせという議論になつたんです。

私は、その中身を刷新することは全く異論はありません、だけれども、資源開発に国がかかわるのを放棄するのは絶対に反対だということで、随分やっただけでありますけれども、結局押し流されてしまった。資源機構というのが細々と残つたわけでありまして、その後は、もう自主開発比率を高めなければ、どこへ行つても買つてく

る、すると足元を見られて値を上げられるというところにしかならなくなつてしまつたわけであります。ですから、当時から随分方向が転換をされたというふうに思っております。

資源開発に関して国がきちんとコミットをしていくということは、おっしゃる通りに非常に大事だと思います。

それで、今、資源機構というのがありますが、どういふことでも、ここで、さらに国がきちんとかかわる姿勢を示すという意味でも、企業に対する出資の上限の引き上げを検討しております。現状は五〇％であります、七五％まで可能にするという、これは来年度予算に向けての要求をしていくということで、今、関係省庁と協議を行つていくというところでございます。

○近藤(洋)委員 ぜひ、資源確保は重要な課題でございまして、そういうことで体制を見直すべきだろうと思つて、これはやはりちよつと、規制緩和論に全部するつもりはありませんが、規制緩和なり、国の関与がなければいけません。いんだという風潮は、私も是といたしません。エネルギー、資源確保については、これは国家間の競争だろう、こう思うわけであります。

そういう中で、エネルギー価格の高騰というのは我々の生活にも大変影響を与えております。原油価格の高騰は一服感がありますけれども、それでもリッター当たりのガソリン価格は百四十円台ですね。いつとに比べれば大変高いわけであります。

そういう状況の中で、やはり重要なのは、二つあると思うんですが、一つは、いわゆる省エネルギー、簡単に言えば省エネルギー。エネルギーの需要をいかに効率的にするかということだろう、使ひ道の見直しだと思つてですね。

そこで、何と云つても、原油についていえば、やはり輸送部門だろうと思つていいです。この輸送部門について、ガソリンの消費量をいかに抑えるか、さまざまな省エネの努力をしておりますけれども、この輸送部門での取り組みというのは極めて

て重要だろと思うわけでありま。そう考えますと、いわゆるハイブリッドカーの普及、燃料電池車の開発、やはり輸送部門でどうやって効率的な燃料、燃費を向上させるか。もちろん、バイオマスを使うことも必要でしょう、エタノール車も必要でしょう、さまざまな手だてが必要なんです、今、直近ですぐできるものは、やはりハイブリッドカーだと思うんです。

ハイブリッドカーの普及率というのは、まだまだ全体の保有自動車台数から見ると非常に低い。非常に低いわけですが、一%も満たない普及率だろと思うわけです。このハイブリッドカーの燃費が倍だとすれば、単純に言えば、ガソリンの使用料は半分になるわけですから、全体がハイブリッドカーになれば我が国の輸送部門の消費量は大幅に減る。もちろん、ディーゼルカー等々ありますけれども、いずれにしろ、大幅に減るわけです。

この補助政策について、経産省は、これまでさまざまな支援策を立てておりましたが、予算規模で八十八億円、いわゆる民間の方が買合の場合の補助金を出してこられたところが、残念なことに、来年度からこれをなくす、いわゆる民間事業者の、一般の方の部分はなくすという話を聞いております。

私は、この予算措置は八十八億円なんです、十七年ベースで。何千億円もかけて油田を開発する効果が、これは確率からいって百に三つ開発するかどうか、成功するかかわからぬ油田開発に、ある意味で油田開発は大事ですよ、エネルギー開発は重要ですよ。でも、それにリスク、危険のあるお金を投入する経費と、たかだか数十億円のお金で普及させるという費用対効果を考えたら、私は、このハイブリッドカーの普及というのはまだまだ、これはたった一つの例でありましてけれども、エネルギー効率を高めるといってさまざまな努力の中で、例えばこのハイブリッドカーなどというものの支援策というのは、まだまだやっていいんじゃないか、けちる必要は全くないんじゃないか、こう思うわけですが、経済産業省、いかがでしょうか。

か、こう思うわけですが、経済産業省、いかがでしょうか。

○高木大臣政務官 ハイブリッド自動車の購入補助につきましては、来年度より、市場投入が始まったばかりの商用車に対象を重点化することとしております。当然のことながら、ハイブリッド技術は我が国が世界に誇る自動車技術であると認識をしております。このため、今後とも、税制や政策融資、また公共機関による優先調達などの支援策は継続していきたいと考えております。

また、これらに加えて、ハイブリッド技術がより低価格で高性能になりますように、来年度から次世代バッテリー研究開発プロジェクトを開始することを予算要求しております。自動車業界や電池業界、大学などと協力して、ハイブリッド技術のさらなる強化をより総合的に図ってまいりたいと考えております。先を見て、そのようにさせていきたいと思います。

○近藤(洋)委員 ぜひ、電池の技術というのは、政務官おっしゃったとおり、大事な技術ですから、これは進めるべきだろうと思うんですね。

ただ、同時に、まだまだハイブリッドカーは普及していないわけ、これはたまた一例で申し上げておりますが、費用対効果のことを考えれば、私は、まだ一般の個人の家庭が購入する部分、残念ながら、私の地元では余り走っていませんよ、余り見ないです。東京都内だとなかなか見ますけれども、ほとんど私の地元では見ません。そういう意味では、まだまだ普及がとれていないのではないか、こう思うわけですから、指摘をさせていただきます。

あわせて、この原油、ガソリンに関連してお伺いしたいんですが、非常にガソリンの値段が高騰して、家計の収入を圧迫している。これは、大臣御案内のとおり、リットル当たり約五十円の税金が、揮発油税がかかっているわけですね。車は、持って税金がかかり、保有して税金がかかり、使って税金がかかり、しかもタックス・オン・タックス、大変な重税感があるわけであり

ます。

この揮発油税、この場でも私、実はかつて指摘をさせていただいたんですが、道路特定財源に使われているわけですが、これが、本四架橋分の債務処理の部分が四千五百億円余りというふうな浮くわけでありまして、こういった事態にかなりみて、政府では、全体的に道路特定財源を一般財源化すると。法案では、納税者の理解を得つつ一般財源化する、こう言われていますけれども、私は、おおよそ納税者の理解は得られないと思うんですね。

納税者の理解を得るというのであれば、税率を下げるしかないと思うんです。四千五百億円があるのならば、少なくともこの部分が浮くのであれば、この部分の税率を下げない限り、我々ドライバーは、道路をつくってもらうという理由で何とか我慢して高い税金を払っているわけです。それを使わないというのであれば、やはりこれを下げられないかと私は確信をしております。

大臣、いかがでしょうか。こういうガソリン価格が大変高騰している、一般の家計も困っている。私の地元の山形県も、車は一家に四台ですから、消費量が大変多いんです。これから冬を迎えて灯油が値上がりすると、これまた大変なんです。このガソリン税を、税制のさまざまな議論がこれから本格化するんではないですか、例えば暫定的に、一年限りでもいいですから、これを引き下げる。例えばガソリン税を十円なり十五円引き下げる、そして家計を助けるという政策を打つたら、甘利大臣はすばらしい、こういうふうに言われると思いますが、もし大臣がやらなければ我々民主党が提案したいと思いたすけれども、そのガソリン税の引き下げについて、いかがお考えでしょうか。

○甘利国務大臣 そちら側にいたときこちら側に来たときで制約をされるところが随分違いますね。政府としては、税率は維持する、一般財源化をする、消費者の理解を得ると。この三つはどこのようにうまく交わるのかなという非常に難しい縛りがあります。

中で活路を見出さなければならぬというふうな、正直、本音ベースで思っております。私も、政府側になる以前はいろいろ主張していただきました。今、政府側の一員として、総理の方針に、内閣の方針に沿って知恵を出さなきゃいけないというところでございまして、税率を下げずにどう消費者の理解を得るかということではないかと思いをはせているというところでござい

○近藤(洋)委員 これまで歯切れよくお話をいただいた大臣が途端に口が重くなり、非常に残念であります。大臣、やはり納税者の視点に立つて考えなければいけない。政府は大蔵官僚のためにあるわけじゃないわけでありまして、ぜひ、納税者の視点に立つてこの問題は議論していただきたいと思

時間もなくなってきましたので、用意していた質問を若干飛ばさせていただきますが、資料のただけごらんいただければと思います。委員長のお許しを得て配付させていただきます。

中小企業状況、この右の数字でございますけれども、棒グラフで見ても、三十六万社の中小企業が減少しているわけですね、〇一年から〇四年まで。極めて厳しい経済環境にある。景気回復というのは全く中小企業においては実感がない。この辺は、大臣、これまでの御答弁でもお話ありましたが、割愛をさせていただきますかと思

いいます。そこでちょっと、制約された時間の中でぜひお伺いしたいことがございます。中小企業金融で一点のみ、商工中金でございます。こういった中小企業の数が減っていく中で、大変厳しい事業環境の中で、やはり私は、直貸といいますが、直接金融の公的な金融機関が果たす役割というのは引き続きあるだろうと。そういう中で、今回の行革法で商工中金は完全民営化と規定されました。一方で、政府の資料によると、株主は中小企業団体などとして、中小企業向け融資が行われるための必要な措置はとる、こう書いてあるんですね。平成二十年から七年かけて完全民

営化する。それまでは特別な特殊会社ですか、法律に基づいた会社だから、ある程度そういった中小企業向け融資のできる担保、制度的担保がとられると思うんです。

問題は、お伺いしたいのは、平成二十七年以降であります。平成二十七年以降、そういった措置がとれる保証というのはどこにあるんでしょうか。完全民営化するということは、政府が株主でないわけです。法律もない、株主でもない。そうだとすると、どうやって制度的な担保をとるのか。例えば、万一商工中金が上場でもしたら、およそ上場会社になったら株主のために、より株主はさまざまな株主になるわけですから、そういうことがでなくなるわけでありまして、平成二十七年以降、一体どうやって政府が現在おっしゃっていることを制度的に担保するのか、お答えいただきたいのです。

○甘利国務大臣 政府系金融機関改革に関して、私は党側でこの問題にかかわってきました。中小企業金融をどうこれからも確保していくかということ、中小企業政策の担当者としてもいろいろと意見を申し上げました。なかなか私の思いがすべてには通らなかった部分は正直ありました。

商工中金を民営化するときに、一般法としての会社法でやるんだ、特殊な法律ではない、商工中金だけ切り離して特別な存在にさせないということが大前提でありまして、では、どうして中小企業系の金融機関としてこれからも存続していくようにするんですかということ、随分食い下がったわけなんですけれども、そのときに、定款に書けばいいみたいな話がありました。しかし、定款というのはいつだって変えられちゃうじゃないか、変えちゃって、中小企業にフォークスを絞った金融機関として思っている、変えたら何でもできることになってしまうではないかということ、一般法で設立をされる民間企業の中で、中小企業金融であるということの縛りをどうかけていくかという議論をいたしました。

会社の存立自身は、一般的な法で存立をする。

その上に、どういう機関であるということ、組合法か何かですか、定款以外で中小企業金融であるということの方向性をつけていくことにしようということになったわけでありまして。

おっしゃるように、これがそれで上場、政府が持っている株を放すわけですから、それは中小企業関係者がみんな買ってくればそのままの心配もないんでしようけれども、上場している人々が持つところはどういうことが生じるか、あるいはそういうこと自身可能なのかということ等々、これは、これからビジネスモデルの設計がなされますから、そういう中でしっかりと注視していきたいというふうに思っております。

○近藤(洋)委員 これは、今後も議論をさせていただきたいと思うわけでございます。

あと、あわせて、中小企業に限らず、我が国産業界にとって極めて大事な問題は、直面している重要な問題は、やはり派遣労働といいますが、非正規雇用の問題だと思っております。

配付させていただいた資料の二をごらんください。これは、朝日新聞の十月八日付の広告です。三菱東京UFJ銀行の金融機関のお仕事ですという求人広告。銀行窓口業務、時給七十円。銀行窓口業務ですよ。ロビー案内業務、時給四十円、括弧、最初は九百円台ですよ。これはコンビニじゃないですよ、コンビニじゃございません。東京三菱銀行の求人案内です。かつ、支店は丸の内、神田、日本橋、小伝馬町。我が地元の米沢じゃないですよ、天下の丸の内です。天下の東京三菱銀行が、これはスタッフサービスという派遣会社ですけれども、募集されている。非正規雇用もここまで来たな、こういう感じですよ。

銀行の窓口というのは、通称テラーと呼ばれていますが、さまざまな事務作業でも最も正社員の代表みたいなイメージを私は持っております。しかしたけれども、ここが派遣になっていく。しかも、ちよつとショッキングなのは、資格のところ、真ん中のところに書いてありますけれども、

高卒以上、基本的なパソコン操作可能な四十代ぐらいの方、米印で未経験者大歓迎と書いてある。(発言する者あり)未経験者歓迎でございます。失礼いたしました。言い過ぎました。しかしながら、東京三菱銀行ほどの会社がこういう状況であれば、いんやをやであります。

派遣労働は、これまで小泉政権下で非正規雇用は三百万人ふえました。先ほど、直近の数字は大臣のお話にございましたけれども、いずれにしろ非正規雇用が大変ふえた。

そこで、せっかく厚生労働省から政務官にいらつしやうていただいていますから、お答えいただきたいんですけども、やはり私は正規社員をふやす努力というのは政府を挙げてすべきであらうと思っております。そうでないと、これは日本の産業力にとっても大変マイナスですし、日本の社会構造にとっても格差社会の温床ですし、小泉政権の全く負の部分だと思っております。全く無為無策であつたとは思わざるを得ない、この数字を見ると。東京三菱というところから、こういうことをやらなきゃいけない状況に追い込んでしまつたわけですから。

そこで、労働政策として正規雇用をふやすための思い切った施策を何かお考えでしょうか。恐縮ですが、手短かに、厚生労働省、お答えください。○松野大臣政務官 最近の状況といたしましては、正規雇用者も前年同期と比べて増加をしているところでありまして、近年、経済産業構造の変化や働く側の価値観の多様化もございまして、非正規雇用が増加の傾向にあるのは、先生の御指摘のとおりであります。

このような中で、フリーターなど若年者を中心に、低所得の非正規雇用が増加をしていることについては、将来の格差の拡大や少子化につながっていくおそれもありまして、十分な注意が必要であると考えております。

このため、特に若者につきましては、フリーター二十五万人常用雇用化プラン等によりまして正社員への転換を推進し、二〇一〇年までにフ

リーターをピーク時の八割に減らすとともに、ハローワークにおきまして、非正社員求人については正社員求人になるよう指導するなど、正社員としての就職の支援に積極的に取り組んでおります。

正規、非正規労働者間の均衡処遇の実現に向け、法的整備を含めた検討を進めるなど、正規雇用の拡大を初め、だれもがみずからの能力や持味を十分に発揮できる環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

○近藤(洋)委員 職安、ハローワークでお勧めする程度では、とても正社員がふえるとは思えないんです。

これは指摘だけにさせていただきたいんですけども、大臣は労働大臣の御経験もありになります。この問題の認識も十分お持ちだと思っております。私は、これは一種、産業政策としても徹底的に取り組むべきテーマだと思っております。黙っていたら非正規雇用はどんどんふえる傾向にあるでしょうし、私が心配しているのは二十五歳、これからの新卒はいいですよ、若干景気がよくなつた、大企業によつてはなつたのでしようから、政府発表によれば、だけれども、二十五歳から三十五歳ないしは四十ちよつと手前ぐらいのこの層が、もうワーキングプアとして固定化しているんです。ここをどうするかということだと思っております。これは、ぜひ経済産業省としても取り組むべき課題だろうという指摘だけをさせていただいております。

あと時間が、最後なのであれですが、私は何も、企業に対して正規雇用を求める施策を打つというよりは、企業にとつて長期的にはマイナスだと思わないんです。だけれども、短期的にはマイナスだと思ふ経営者もいるでしょう、国際競争力が大変だと。これはすぐ言いわけのように使っていますが、私は、そんなことはないと思っております。正規雇用をふやしなから国際競争力をつける道はあるし、そのフェーバー、誘導策を、呼び水のために予算を使うのであれば、これは納得が得

られる、私はこう思っております。
 その中で、国際競争力を高めるという観点から、公正取引委員会の委員長お見えで、お忙しいところ、ありがとうございます。

お伺いしたいのですが、日本企業はこれから合併が、会社法の改正により、三角合併も認められます。恐らく、外国企業による買収、合併、さまざまなことがこれから予想される。その中で企業の再編も予想されるわけでありすけれども、現在、企業結合、合併については合併ガイドラインというものがあって、さまざまな事前チェックが行われています。これについて、私は、いわゆる二五％ルールと呼ばれているもの、さらには市場のシェア、占有率の問題だけではなくて市場の画定、国内だけで見るのではなくてアジアで見るとか、そういった市場の画定も含めて、早急に見直すべきであろうと。政府において見直し作業が進められているやに聞いておりますが、公正取引委員会委員長の、この見直しについての御見解をお伺いしたい。

○竹島政府特別補佐人 お答えいたします。
 いわゆる骨太方針二〇〇六、それから、そのちよつと前に決まりました経済成長戦略大綱、ここにおいて、今、先生御指摘の企業結合に関するガイドラインの見直しということがうたわれております。来年度の三月、今年度中に見直しをする。もう既に関係方面からいろいろ御意見を伺っております。案がまとまればパブリックコメントに付させていただいて、期限内にまとめたと思っております。

ポイントはいくつありまして、今おっしゃった市場の画定をどうするのか。国内だけ見ているのかという問題。この点については、私は、商品サービスによる、何でもかんでも世界に広げていいものではない。どこの国もそうですが、独占禁止法というのは、その企業結合によって日本の国内における競争が阻害されるかどうかということでありまして、国内市場における影響を見ずに全部世界に広げてどうだという議論は、これは

通らないと思っておりますが、いずれにしても、その市場画定をどうするか。

それから、二五％というのは、いわゆるセーフ・ハーバーの範囲をもっと引き上げられないのかという、これはよく実態を見て、国際的な整合性というものも見ながら検討させていただきたい。

それから、輸入の圧力。輸入品というのをどういうふうに見るのか。評価を公取はしているようだけれども、よくわからない面があるという御指摘もありますので、その辺ははっきりさせたい。現に、もう具体的な審査において、輸入品があったり、競争する代替品がある場合は、それも含めてちゃんと見る。

仮に、企業結合の結果、一つや二つになっても、競争力のある輸入品というものが現にあれば、それは既にもうそういうものをカウントして審査をしておるわけでございますけれども、そういったところもはっきりと示すというようなことが三つ、課題にあると思っておりますけれども、いずれにいたしましても、閣議決定に定められた方針どおり作業をやりたいと思っております。

○近藤洋委員 委員長、私は、企業結合、合併の審査については、基本的には事前チェックというものは果たしてどこまで必要なのかと思っております。公正取引委員会が企業の経営について、その分野についてどこまでわかるのか、どこまで審査できるのか、市場についてどこまで知識を得られるのかという、私は疑問だと思っております。

むしろ公正取引委員会がやるべきことは、そういった不正な取引が行われたら、そのときはけしからぬ、いかぬということ、企業分割なりなんなり、その後には命ずればいいわけで、事前の入り口では、基本的には企業にある程度自由にさせて、その後、市場がゆがんでしまった事実が発覚したら、発覚というかあらわれたら、その時点で指示を出せばいい、こう思うんです。入り口で何でもかんでもチェックするというのは、私は、こ

の分野については事後チェック型で十分可能ではないか、こう思っております。

談合とかも含めてなんですが、これはちよつと、談合の話は時間がないので、きょうはやめますが、どうでしょう、この部分について、できる限り事後チェック型にする。独占禁止法の本体の見直し議論にも若干かわかる話だと思っておりますけれども、独禁法の見直し議論も政府内で進められておりますから、企業結合の審査について、事前審査はやめるといってお考えは、方向性というのはいかがでしょうか。いかがでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 競争秩序をいかに維持していくか、そのための手段としては、いわゆる行為規制と構造規制というものがあろうと思っております。

カルテルや談合とか不正な取引方法であればやった者に、当然、これは事後的にならざるを得ませんが、やめなさい、場合によって課徴金を払いなさい、こういうことで秩序を回復できるわけでございますが、企業結合の場合に同じように事後チェックにしますと、これは、やった合併に対して、やめなさい、企業分割、では、もとへ戻せ、買った株式はまた戻しなさい、こういうことを命ずる必要も出てくるわけでございますが、そういうことについて事後的にやって世の中の混乱はないのかと。私は、それは大変な混乱をもたらす。

それで、やった者が、やって、そのまま見つからなかったらそれでいいのかという問題にもなってきますので、これは洋の東西を問わず、どの国も事前、一部、イギリスとかオーストラリアは事後もあり得べしということになっておりますが、大勢は事前でございます。しかしながら、当該企業がどういう場合に認められるかよくわからないというのには困りますから、きちんとそのガイドラインを示して、予見可能性といいますか透明性、そういうものをきちつと示した上で事前にチェックする、余計な社会的コストを事後において発生

しないようにするというのが、私は十分に理にかなっていると思っております。

○近藤洋委員 時間ですので終わりますが、公取委員長、だから、できる限り事後チェック型でいい部分もあるのではないかと考え方を申し上げたわけでありまして。

また、なお、官製談合については、お伺いしようと思いましたが、我々民主党、かねてから法案を出しております。与党の先生方も法案を出されております。福島県、和歌山県等で官製談合が相次いでおりますから、ぜひ本委員会でもこの処置について議論を進めていきたいということだけを申し上げて、時間ですので質問を終わります。

○上田委員長 次に、三谷光男君。

○三谷委員 民主党の三谷光男でございます。

午前中二十分という短い質問時間でございますので、早速質問に移らせていただきます。

安倍新総理は、イノベーションによる経済成長ということを強調されております。総裁選の中でもこのことをしきりにおっしゃっておられました。これは大変結構なことだと思っております。先般の所信表明演説の中でも、イノベーションの力により、日本経済に新たな活力を取り入れるということをやられております。さらに続けて、イノベーションの創造に向け、医療、工学、情報分野など分野ごとに、二〇二五年までを視野に長期の戦略指針「イノベーション25」を取りまとめ、実行するということを言われております。

このイノベーション25、聞きなれない、新たにできた言葉でありますけれども、どのようなものなんでしょうか。ことし六月に、経済産業省を中心に新経済成長戦略がまさにまとめられたばかりです。また、七月には閣議決定された経済成長戦略大綱がございます。どのような違いがあるんでしょうか。イノベーション25とはどういうものか、内閣府では既に作業が始まっているというふうに聞いておりますけれども、説明をしていただきたいと思っております。

○谷政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のように、イノベーション25、安倍新政権の政権公約の一つということでございまして、あす、第一回のイノベーション25戦略会議というのが開催されます。

このイノベーション25でございませうけれども、まずは二段階に分けて検討を進めたいというふうな今考えておりました、第一段階としては、イノベーションで二〇二五年の国民生活が、安全あるいは利便性の面、生活者の立場から見ても、そういうことも含めてどうよくなるのかということとをわかりやすい形でまず示すとともに、そのために目指すべきイノベーションの姿について、来年の二月末ごろを目途に取りまとめ、こういう予定でございませう。先ほど申し上げましたように、産学の英知を集めたイノベーション25戦略会議、あす、第一回会合を開催いたします。

さらにその第二段階として、ここで取りまとめられました成果をもとに、総合科学技術会議等を活用して、来年の五月ないしは六月ごろを目途に、そのイノベーション実現のための政策のロードマップというものを策定する予定にしておるところでございませう。

いずれにしても、そのターゲットは、二〇二五年の国民生活、これがイノベーションによつてどう変わるのか、あるいは、それを実現するための長期的なその戦略指針というものを策定しようというものでございませう。

○三谷委員 今の谷審議官のお話を承りますと、総理は、所信表明演説の中では「長期の戦略指針」という言葉を使われておりますけれども、どうやら、戦略指針と呼べるものなのかどうか、ちょっと疑問なところがあります。

二〇二五年にイノベーションで、要するに、こういう生活になるとかこういうことになる、そういういわばビジョンのようなものを一つ描く。そして、片方でマップをつくる。既にロードマップはあるわけですね。工程表もあります。これ、イノベーションの創造に、そしてそれを経済成長

につなげていくという意味で、果たしてこれは指針になるんでしょうか。今のお話を聞いて、私は、少し疑問と、もう一つ、心配を抱きます。

新経済成長戦略があり、また、施策として閣議決定された経済政策大綱があるわけですから、中身が、あるいは方向づけが間違っているとか、あるいはこういうことが足りないとかいうことがあるならばまだしも、むしろ、既にあるものを着実に実行、遂行して、かつイノベーションを創造して、なおかつ、さらに成長につなげていくこと自体が肝要なことであつて、また新たに、十年先のために十年分の経済政策大綱があり、今度、二十年先を見越してそのビジョンを描く、それを戦略指針とするということに果たして意味があるんでしょうか。むしろ、これから遂行しようとしていることを重ねることによつてあいまいにすることになりはしないかという心配の念を抱きます。

こうした意味のない、意味のないと言つてしまえば大変失礼な話ですけども、指針をつくるよりも、むしろ、新経済成長戦略に沿つて具体的にこういう分野により総理として重点を置くとか、こういう分野の取り組みをさらに強化するとか、あるいは、より具体的な実施計画を策定して重点投資と着実な実行を約束する方が、よほどイノベーションによる成長を実現する上で意味のあることだと思ひます。

なかなかこの期待できないイノベーション25の内容はともかくといたしまして、とにかくにも、総理は、イノベーションによる経済成長を強調はされております。経済成長戦略をまさに主務大臣として主導していくのは甘利経済産業大臣だと思ひます。甘利経済産業大臣に対して、新経済成長戦略並びに経済成長大綱を遂行していく上で、この中に盛り込まれている施策の実施につきまして、総理から何か特段の指示というものはありましたでしょうか。

○甘利国務大臣 私が官邸に呼ばれて、総理から私への第一声は、経済成長戦略をしっかりと

願ひしますという一言であります。

総理は、成長なくして財政再建なし、成長なくして日本の未来なしということとをたびたび言つておられます。財政再建の話でいいますと、歳出歳入一体改革というのが財政再建でありますけれども、その後ろ盾として健全な成長経済があることというところが前提なわけですね。

かつて、政府は、財政再建を放置したわけではなくて、財政再建に取り組んだ、チャレンジをした時期は何度もあります。具体的に、歳出にキャップをかけるような実行政策にトライしたこともありました。しかし、半年もしないうちに急遽方向転換になりました。それは、国際経済社会の変化というのがあつたわけでありませうけれども、その影響もこれあり、日本経済が失速をしました。

つまり、財政再建というのは、その下地として健全な成長経済がなければ水泡に帰するということとがわかつたわけでありまして、でありますから、総理は、経済成長戦略はすべての礎だということをおっしゃつていらっしゃるんですね。少子高齢化対策も、格差社会は正も、財政再建だけではなくて、その種の問題も、すべて健全に発展する経済基盤があつてなし得るものというお話だということに思ひます。

イノベーションについてのお話でありますけれども、イノベーションは狭義のイノベーションと広義のイノベーションとあるんだと思ひます。私の方はどつちかという狭義に近い方を担当する、つまり技術革新によつて世の中を進展させていくということでありませう。広義のイノベーションは、いわゆるあらゆる分野の刷新だと思ひます。制度や仕組みの刷新、社会刷新、時代の要請にたえられない仕組みを刷新していくという意味でのイノベーションだということに理解をいたしております。

○三谷委員 今大臣おっしゃられた、総理の言葉としての成長なくして財政再建なし、成長なくして未来なしというのは、私も全く同感であります。

す。また、総裁選の当初にも指摘をされていましたが、経済は余り得意ではないということが言われましたけれども、ただ、イノベーションで経済成長ということを強調されて、期待を持ったところもございました。

だけれども、先ほど申し上げましたように、ならば、もちろん細かなことに触れるという話をしていふのはありません、申し上げましたとおり、例えばこういうところに重点的に力を入れていくとかいうような話というのは、本当にやる気があるならば、私は、総理といえどもあつてしかるべきだということに思ひます。ただ、今の大臣のお話からすると、イノベーションで経済成長をしっかりとつてくれよというのは、いわば当たり前の話であつて、ちよつとがっかりしたなということを思ひます。

そして、話ばかりですけれども、まさにこの新たな成長を実現していくための新経済成長戦略についてでございませうけれども、これは感想を申し上げますと、間違つてはいないと思ひますけれども、もっと具体的に明快なものでないと思ひます。

新経済成長戦略、六月に策定されましたけれども、大変わかりづらい。例えば、肝の部分といひますか、イノベーション・スパーハイウェイ構想とかいうものもございませうけれども、コンセプトはよく読めばわかります。あるいはほかの落とし込んだ施策等々を拝見すればわかります。しかし、それだけ読んでもわかりづらいところがあります。それは感想でありますけれども、しかし、書かれていないことについては、私は同様の気持ちで、間違つていないというふうに思ひます。

そして、新経済成長戦略に加えて、二〇一五年までの十年間の取り組みべき施策をまとめた経済成長戦略大綱、さらに工程表もあります。着実な実施がまさに肝要だということに思ひます。ただし、全体のことを一言で言えば、研究開発に係る額というものはどうしても小粒だということが否めません。そして足りないと思ひます。

まず最初に、全体の話で申し上げますと、さきに、これはアメリカの話ですけれども、ブッシュ大統領がごときの一般教書演説の中で、アメリカン・コンペティティブ・イニシアチブを打ち出されました。内容としては、十年間で総額千三百六十億ドルの研究開発投資を盛り込んだものであります。着実に実施をすることと思っております。

対して、我が国は、第三期科学技術基本計画で、科学技術関係予算を毎年GDPの1%を目標にし、五年間で二十五兆円の研究開発投資を打ち出していますけれども、平成十八年度の科学技術予算の総額は三兆五千七百三十三億円です。目標としている額には全然足りません。経済産業分も、これももちろん例外ではありません。

まさに先ほどの大臣が御紹介されました総理の話です。成長なくして財政再建ない、私もそう思います。財政再建は大事ではあります。大事とはいえ、一方で、未来への成長に向けて種をきちんと植えずにはなりません。イノベーションの喚起に投資して成長を遂げなければなりません。シリコンの壁があることはわかりますけれども、この研究開発予算に係る予算はどんなことをしてもふやさなければならぬと思います。

そこで、経済産業大臣、そして経産省の政府委員にもあわせてお伺いをしたいんですけれども、この研究開発投資の現状を今どのように考えておられるのか。そして、これからの取り組みに向けての意思と決意をここで示していただきたいと思っています。

○小島政府参考人 これからの新経済成長を促進するための研究開発投資の方向についての御質問でございますけれども、先ほど御指摘ございましたように、本年三月には、今後五年間の政府が行う研究開発投資について総額二十五兆円とするということが、第三期科学技術基本計画で決められたわけでございます。それから、新経済成長戦略あるいは経済成長戦略大綱におきましては、産学官の研究開発に横ぐしを刺して、まさに技術が牽引するイノベーションを進めるという観点から、

イノベーション・スーパースターハイウェイ構想を今推進しているところでございます。

先ほど御指摘にございましたように、政府が直接行う研究開発投資は三・五、六兆円でございますが、国全体としては十七兆円の研究開発投資をしております。そして、そのうちの七割が民間企業がやっております研究開発投資でございます。そういう民間企業が行っている研究開発、それから大学等政府が直接行っているもの、あるいはその他の、経産省でいえば産総研などが行っている公的機関を入れますと、そちらが全体で三割、五兆円ぐらいを占めるわけでございますけれども、その十七兆円全体の産学官の研究開発に横ぐしを刺して、それを市場につなげるということを進めていこうというのがイノベーション・スーパースターハイウェイ構想でございます。

そのために、産学官協働の新産業を創出するような革新的な技術開発や、あるいは産学官の英知を集める異分野の技術の融合とか、あるいは学際的あるいは業際的な研究の促進ということを進めることによって、国全体として質、量ともに研究開発を活性化させるような施策展開をこのイノベーション・スーパースターハイウェイ構想のもとに行ってまいりたいと考えています。

○甘利国務大臣 ただいま説明がありましたとおり、政府の予算を確保するということが民間の研究開発投資が進むようにすること、実は研究開発投資減税というのを提案いたしました。党からですが、それは私が当事者でありましたけれども、アメリカ並み以上の研究開発促進体制を組もうというところで、あの提案をしたわけであります。

当時、プランを組んで特命委員会に出しましたところ、財務省からの回答は満額回答以上でありまして、ちょっと驚いた感覚がありましたけれども、それだけ危機感を持っていたんだというふうに思います。

官民あわせて他の先進諸国に遜色のない体制をとって研究開発を進めていきたいというふうに思いますし、先ほどスーパースターハイウェイということ

の構想がありました。これは、産学官連携ということでは従来からやっているんでありますけれども、そこ市場とのパイプがしっかりとつながっていない。いい研究はできたけれども、製品として市場にデビューをする、サービスとしてデビューをする、商品としてデビューをする、そういう道がきちっとできていないということで、産学官の連携を加速するということが、その成果を市場につなげるということをしつかりとやっていかなければならないというふうに思っております。

○三谷委員 時間が参りましたので、これで終わりますけれども、今私が申し上げたのは、もちろん、大臣おっしゃられました研究投資減税、結構なことだと思えますし、また、局長がおっしゃられた産学官連携の横ぐしという話もよくわかつております。

申し上げているのは、額が足りない、研究開発投資に係る予算の額が、絶対額が足りないというお話を申し上げているわけでございます。そのことを最後に念押しを申し上げまして、午前の質問をたん打ち切ります。

○上田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時開議

○上田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。三谷光男君。

○三谷委員 引き続き質問をさせていただきます。

話はわかりまして、新産業創造戦略の中で示されております戦略七分野、燃料電池、情報家電、ロボット、コンテンツ、健康・福祉、そして環境・エネルギー、ビジネス支援の七分野についてですけども、二〇一〇年で約三百兆円の生産額が期待というふうにあります。それぞれに七分野ごと施策がございます。また、予算もこの七分野

については、十九年度要求ベースですけれども、新規のものも含めてそこそこ、要求ですから、ついていると言ったらおかしいですけども、要求をされています。アクションプログラムもありますし、また工程表もございます。実行はされると思うのですが、また、実行されなければなりません。

そこから先の話なんですけれども、進捗状況の点検、あるいは成果の評価、できたのかできなかったのか、そしてさらには、こうした投資が市場の拡大にどのように、あるいはどのくらいつながったのかということも含めての政策評価まできちんと行ってもらいたいと思っています。行われるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

経済産業省が昨年、平成十六年でございすが、策定いたしました新産業創造戦略では、戦略分野といたしまして、先生御指摘の燃料電池、情報家電、ロボット、コンテンツなど七分野を抽出したところでございます。

この戦略分野につきましては、将来の展望と政策のアクションプログラム、これをきっちりと明示いたしました。技術開発に関する予算上の支援、それから燃料電池に関する規制の見直しなど、こういう施策を行いました。今後も引き続きましてこうした施策の推進を図ることによりまして、これら戦略分野の市場規模は、現在二百兆円でございますが、二〇一〇年におきましては約三百兆円に拡大することと試算をしているところでございます。

また、これらの戦略分野につきましては、施策の進捗状況や状況の変化を踏まえて、先生御指摘のとおり、見直しをきっちりと行っていきたいというふうに考えております。

本年六月に取りまとめられました新経済成長戦略におきましても、従来の新産業創造戦略に基づき新産業群の創出が位置づけられております。今後とも、これら新産業群の創出に向けて、引き続き

き取り組みを進めてまいりたいと思っております。

それから、先生御指摘の政策の評価の点でございますが、これは私ども、政策評価課というものをちゃんと省内につくりまして、そこら辺の予算の政策評価はきちつとやることになっております。当然、このような技術開発予算につきましてもそれは同様でございますので、しっかりとやらせていただきますというふうに考えております。

○三谷委員 政策評価の課をつくっていただいたのは、まさに評価できる場所だと思います。今まで、まさに市街地活性化法などが一番の典型例ですけれども、やたらやりつ放しということがございましたので、本当にひどいものもございました。戦略七分野については、非常にわかりやすい、あるいは政策評価もしやすいところですから、その他の新経済成長戦略の中に盛り込まれている施策についても、ぜひとも政策評価のところでできちんと行ってもらいたいと思います。

続いて、話をかえます。

新経済成長戦略の中に示されたもう一本の柱、地域活性化戦略、その中の地域資源活用企業化プログラムについてでございますけれども、大変いい試み、いい事業だというふうに思っています。中でも、地域資源活用される商品づくり支援事業、大変いい試みだと思います。要求ベースで四十二億円、新規でございますけれども、ばらつきはあると思うんですけれども、一件当たり幾らぐらゐの補助額の目算でしょうか。

そして、現時点でのお答えというのはなかなか難しいところもあるかもしれませんけれども、これは大変ノミネットがたくさんあることが予想されます。この支援対象の選定、採択と申し上げましょうか、採択をどういう基準で行うおつもりなのか。毎たび申し上げることなんですけれども、その基準を今可能な限り御説明したいのと、できる限り明確な基準をつくっていただきたいと思っております。

○石毛政府参考人 ただいま、地域資源活用企業

化プログラムの中に、地域資源活用される商品づくりの支援事業についてのお尋ねをいただいたわけでございますけれども、これは予算で支援をしようということでは要求をしておりますけれども、その中で私ども、基本的に地域の資源を活用し、それで新規性の高い商品あるいはサービス、そういうものの開発とか販売に取り組む、そういう中小企業などに対して、試作品の開発とか、そういう費用を補助しようというものを検討しております。

当然でございますけれども、現在関係省と調整中でございますが、今のところ私も念頭に置いておりますのは、一件当たりで一千五百万円ぐらゐの、その程度の補助金額を頭に置いております。

お尋ねの支援対象でございますけれども、当然、地域資源を活用するというのが大前提でございます。地域資源と申しますのは、産地の技術とか、あるいは各地域にある農林水産品とか、あるいは観光資源とか、そういうようなものが対象として入ってくるわけでございますけれども、そういうものを活用するというのが第一。それから、先ほどもちょっと触れましたけれども、製品、サービスについて新規性が必要でございますので、そういう要素があること。それから、名前のとおり、売れる商品づくりということでございますから、事業の成立可能性、事業としてちゃんと成り立つんだ、そういうものを要件として決めていくということを今考えているところでございます。

○三谷委員 こういう基準のお話になりますと、毎たびそうなんですけれども、どうしても、ものづくりの高度化支援事業のときにもそうでございます。地域資源を活用して特定というのはこの名前のおり当たり前のことで、また、有効性ということはいわゆる有効性というのはいわゆる有効性というのはいわゆる有効性というのとが少し踏み込んだ話だと思っております。

このことについても、これからまた作業を進められることと思っておりますけれども、やはりなるべくオープンに、明確な基準、ノミネットする企業なども大変わかりやすい、どういうものかという基準で競争要件が図られるのかということになるべく明確にしていきたいと思っております。

続いて、中小企業ものづくり高度化支援事業についてお尋ねをいたします。

ものづくり基盤技術のまさに肝の部分ですけれども、研究開発支援、ノミネット、もう既に公募の締め切りは終わりましたけれども、その結果の状況について簡単に御説明をいただきたいと思っております。

また、同じことを尋ねますけれども、審議のときにも同じことを問わせていただきました。採択を既にもうされましたけれども、その審議のときにもなかなか抽象的なお答えしかいただけなかったんですけれども、ブライオリティをつけて、要するに決めたわけですから、具体的な基準、ガイドラインについて御説明をいただきたいと思っております。

○石毛政府参考人 お答え申し上げます。

ものづくりの基盤技術の研究開発事業についての採択でございますけれども、法律が公布されたのが四月二十六日ですけれども、その後、具体的にこの法律の対象になる事業を認定しております。それが、六月二十日に認定を開始いたしましたので、八月十日に法律上の認定をしております。全部で三百九十九件でございます。

その後、同日付で予算上の支援措置についての公募をいたしまして、多分、先生がおっしゃるのはこの点だと思っておりますけれども、これにつきましましては、八月二十三日に公募を締め切りまして、三百二十三件の申請がございました。それを外部評価委員も含めまして採択審査委員会で検討をしまして、十月二十三日に八十件採択をしております。

もう一点の、どういう基準で採択をしたのかと

いうお尋ねでございますけれども、私も、この事業を採択するに当たって三つの観点から評価をしております。

まず第一に、これは技術的な観点ですけれども、先ほども新規性と申しましたけれども、その技術が新規性をちゃんと持っているのかどうか。それから、研究開発の目標が、川下の企業、それを使う企業、そういう企業のニーズをきちつと踏まえているのかどうか。そういったような技術について、開発された場合に、ほかの産業への波及効果は非常に大きいものがあるのかどうか。そういったことを、この法律を具体的に実施する上で、技術高度化指針というものを十七の技術分野ごとに定めてございます。その十七の技術分野の中でそういった具体的な点を評価することと、そういう技術的な観点の評価をまず行っております。

それから二番目に、先ほどの基準にも関係しますけれども、事業化の点でございます。この事業化を達成するために経営的な資源が十分備わっているのかどうか。その事業化の計画は本当に実現可能性が高いんだらうか。技術は開発されても事業化ができないというのでは仕方がありませんので、そういった点をきちつと評価をしています。

それから第三点目で、これは政策的観点と私ども申しておりますけれども、中小企業がそういう技術開発をすることで、みずからが努力して成長、発展していく、そういうような性格であるか。あるいは、ものづくり産業全体の発展に寄与するような要素を兼ね備えているかどうか。

そういうような三つの基準に従って審査をいたしまして、その点につきましましては、公募要領の中にそういう内容であるということを明示いたしましたので、それで申請を受け付けて、先ほど申し上げましたように、外部評価委員それから採択審査委員会、そういうものの審査を経て最終的に決定をしているというところでございます。

○三谷委員 ありがとうございます。

採択された八十件については、こういうような

形で、まさにテーマ名なり特定研究開発の内容の要約等を一覧で示していただいただけで、かなりよかつたというふうに思います。今のお答えは、ある一線をどうしても越えていただけないんですけれども、これは本当に評価ができると思います。

続きまして、中小企業技術革新制度、日本版S B I Rについてお尋ねをいたします。

平成十八年度の目標額で約三百七十億円。これはそのまま伺いますけれども、多いと思うか少ないと思うか、素朴に問わせていただきます。そして、十九年度の目標額は幾らなのか。そして、前にも問わせていただきましたけれども、横断的、統一的な実施体制をつくるおつもりはないんでしょうか。お答えください。

○石毛政府参考人 S B I Rの金額が多いか少ないかという御質問でございます。

何に照らして多いか少ないかということになるわけですが、その尺度がないのでなかなか難しいんですけれども、私ども、この制度は平成十一年度に創設をいたしまして、その時点で百十億円でございます。それから毎年増額を図るべく努力をいたしまして、平成十八年度には三百七十億円へ増額をさせております。この制度に参加する省庁も、発足当初は五省庁であつたわけですが、その後、国土交通省、環境省が参加をいたしました、現在七省庁になっております。

三百七十億円のベースになります、そもそもういう補助金を対象にするかという特定の補助金の数でございますけれども、平成十一年の時点で四十本でありましたけれども、それが十八年度に六十四本という形になっております。私ども、これでもう十分だというつもりはございませんで、これは、できるだけ中小企業がそういう技術開発予算を使用できるようにしていきたいというふうに思っております。

そういうことで、各省庁への働きかけはどんなふうになっているのかというお問い合わせでございますけれども、研究開発予算、当然でございます

ですが、各省庁がその政策目的に従って成果を上げるといふ目標がまず第一にございます。それに加えて、このS B I Rの制度の中では、中小企業ができるだけ研究開発予算を使えるようにする、そういう二つの目標があるわけであります。

私も中小企業庁としては、この二番目の目標に従って、中小企業ができるだけ使えるようにする、事業化がしやすいような予算を取り出してほしいということをご各省庁に個別に働きかけをしております。

加えて、各省庁の連絡会議というものを随時開催しております。その中で、毎年度、これはこういう交付方針でやってくださいというような議論をしております。その結果につきましては、毎年度、閣議で、交付方針ということで統一に決定したものを各省庁にお示しをしている、そういう状況でございます。

○三谷委員 多いか少ないかという大変素朴な問いかけをさせていただいたんですけれども、まさに圧倒的に少ないと思うからこそこういう問いかけをさせていただきました。

それは、比較がないと言っているのであれば、まさにアメリカの例を引き合いに出せばもう一目瞭然だと思えます。我が国の方が、まさに、これまでもずっと議論の中にも出てきておりますけれども、中小企業群の国際競争力を高めなければいけない。先ほどのものづくり高度化支援事業がまさにそうですけれども、これこそ、多分、初めて経済産業省が、中小企業庁ですか、打ち出した中小企業向けの産業政策らしい産業政策だと言つても言い過ぎではないと思えます。

研究開発費に係る今の現状というのは、各省庁あります中小企業向けの研究開発支援の予算をただ羅列してまとめただけです。連絡会議があつて、あいまいではあるけれども、ある程度まとまったガイドライン、方針は決めているというお話でありましたけれども、まさに目標額という呼び名がそうだと思うんですけれども、例えば予算要求をする場合に、発想を変えて、中小企業庁が

主導をして、例えば、三百七十億円目標額を、これを七億億円にしないといけないというようなことを言う場合に、今の寄せ集めの目標額という呼び名のもとの話ならば、そういう要求もできないと思うんですよ。そういう意味で、まず予算要求のところから始めるというのも考え方の一つではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

そして、時間が参りましたので、最後に経済産業大臣に、まさにアメリカのS B I Rですけれども、もう御承知のとおりだと思います。一億ドル以上の研究開発予算を持つ省庁に、一定割合の金額を同プログラムへの支出を義務化するということなことをもう二十年前からやっております。もちろん、それは事情が違つたので、我が国の場合は同じようなわけにはいかないとは思いますが、例え、各省庁別に研究開発費の一定割合を決めて同制度の中に組み入れるといったようなことを推し進めるお考えはないのでしょうか。

○石毛政府参考人 済みません。最初の質問の部分の、三百七十億円を七億億円というお話をお答えさせていただきまます。

三百七十億円という具体的な金額を決めるに際しましては、各省庁のこういう予算項目で、これぐらい中小企業向けに支出ができるのであろうというものを正確に詰めて、それを私ども書いてございます。

したがって、現実とちよつと離れて可能性のないものを数字で明示するのはなかなか難しいかなというところで、私ども、各省庁の予算をよく調べて、それで可能なところを一步一步前に進めてい、そういう状況でございます。

○甘利国務大臣 本制度は、中小企業の技術力が高めるのに大変資する制度だと思います。日米で、片や二千億以上、片や三百数十億、格差があります。

ただ、中小企業の取り組みやすい枠組みといたしますか、実用化というところ、つまり、基礎研究

でない部分、中小企業が入りやすい、取っかかりやすいようなところから中小企業になるべく参画してもらつたという枠組みもございます。少しづつふやしていつていく中で、いわゆる定性的な考え方というのがどうなじむかという、これから研究をしていきたいというふうに思います。

○三谷委員 わかりました。

超過をしてしまいました。ありがとうございます。

○上田委員長 次に、鷲尾英一郎君。

○鷲尾委員 民主党の鷲尾英一郎でございます。本日は、このような貴重な質問をする機会をいただきましたことを、委員長、理事、そして委員各位の皆様方に深く御礼を申し上げる次第です。今国会より、初めて経済産業委員会に任命されました。きょうの質疑では、まだふなれな面もございますが、委員長、そして大臣、きょうは金融庁の方から副大臣もお呼びいただいている次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初に、二〇〇七年五月に、昨年ライブドア問題で一年先送りとなりました三角合併が解禁されるところでございます。現在のニューヨーク・ダウ、そして日本の日経平均株価の水準を見ますと、この彼我の差は約百倍となつております。その現状を考えますと、三角合併が解禁されることに伴ひまして、アメリカの企業の日本企業買収が著しく促進されるのではないかと

思う次第でございます。例えば、直近のデータで申し上げますと、ゼネラル・エレクトロニクス社と松下電器産業、この時価総額の差は約十一・六倍にも上つておる次第でございます。

と考えますと、日本の産業戦略を考える経済産業省として何らかの対策が必要だと私は思うわけでございますが、甘利大臣のお考えをお聞かせしたいと思います。

○甘利国務大臣 実は、三角合併の議論が始まつたときに、党側で、果たしてこのまま当初のスケジュールどおり行つていいものかという問題提起をしたのは私でございます。その結果、この三

角合併が一年先延ばしになったわけでありませう。そのときに私は、外国のプレスから、おかしいじゃないかといろいろ取材が私のところに来ました。それはなぜかという、彼らの主張は、敵対的買収じゃないんだ、ちゃんと合意が成り立って友好的買収なのに何で、つまり、不利であるならばやらなければいいんだから、それなのになぜ一年先延ばしするんだという問い合わせを随分いただきました。

私は、その後、MアンドAの公正なルールというのも企業統治委員長としてつくりましたけれども、そのときに申し上げましたのは、この十年くらいで日米の企業を比較して、同じような実力を持つている同業種の時価発行総額が随分乖離をきていてではないかと。九四年と二〇〇五年を比べますと、九四年のときを一と基準としますと、一対三ぐらいに開いているわけでありませう。この背景には、所屬する国の経済の違い、つまり、日本はあの低迷の中をまがいていましたし、アメリカは順調に経済成長が成った、そういうバックグラウンドが違うということも当然あるのですけれども、しかし、企業経営方針が違うじゃないかと。友好、非友好というよりも、株主にあって、九四年に一対一だった株主は、十一年後に一対三になって、つまり、三倍のお金を積みまないと交換ができないというふうになってしまっているじゃないかと。

そこで、そこには国力のバックグラウンドも違いますが、会社の経営方針、つまり、アメリカの企業は利潤を株主に極力還元する、そういう姿勢だと株価は当然上がっていくはずであります。時価総額はふえていく。日本は株主の理解のもとに内部留保でもしにこたえる。つまり、日本の株主の我慢のもとに内部留保が積み上がっている。日本の我慢のもとに積み上がったものを、我慢をしないアメリカの株主になぜ分ける必要があるんだというように私ははたしか言った覚えがあります。

この一年間の猶予期間というのは、企業価値は

上げる、時価総額を、一緒にするとは言いませんけれども、もうちょっと株主還元をする等々、三角合併に備えて、日本の経営者が少しいろいろ考えてもらう猶予期間が必要なんじゃないでしょうかというのを申し上げたのであります。それで一年ずらした。

来年の五月がいよいよスタートであります、当時から企業経営者には、こういう理由で一年間延ばしました、三角合併に備えて日本の企業経営者はどうあるべきかを十分考えてくださいということをお願いしたつもりでございまして、それに備えていろいろな各種準備を日本の企業経営者もしていってほしいと思います。

〇鷲尾委員 大臣の御所見、まことに私もそのとおりだと思っております。

時価総額をある意味、日米の差を是正する、あるいは防衛策を導入するというところで猶予一年間ということでお決めになったというプロセスを今お話しいただきましたが、果たして、では、二〇〇七年五月までに、企業の防衛策の導入の状況、昨年から一年間見て、そして今後一年間を展望して、実際の、企業の防衛策の導入の状況はどのようなになっているのかというところは経済産業省として把握しておられるんでしょうか。

〇甘利国務大臣 三角合併を一年先延ばしする間に、友好的買収ではなくて敵対的買収に対しても環境整備をしていくということで、私は党の企業統治委員長としていろいろな議論をし、提言をまとめました。また、同時並行で、経済産業省と法務省がTOBルールの整備も行ってきたわけでありませう。

私が公正なMアンドAルールの提言をした基本は三点ありまして、一つは、買収プロセスとか買収手法の透明性を高める、つまり、いきなり黒船来襲みたいなことにならないようにする。

そして、守る方と攻める方のフェアなバランス、一方に偏ってしまつては閉鎖的な国というふうになるわけでありませうから、フェアバランスをとる。

そして、この点も強く主張したのであります。企業がだれのものかという際に、もちろん株主のものという答えが当然出てくると思ひますけれども、しかし、株主のものだけではなくて、広範な利害関係者のものもある、ステークホルダーにはもちろん従業員も入っていれば、取引先もあれば地域社会もあれば、広範にその企業と関係してくるもの、それら全般の利益を図るということMアンドAの大事な視点だということ整理をしてまいったわけでありまして、その一環としてTOBルールの整備も行つたわけでありませう。

〇鷲尾委員 ありがとうございます。この三角合併に当たりましては、経済産業省の方で税制の関係で意見を今まとめているところだと思ひます。この三角合併についての税制の改革というのは、大臣、どのようにすべきとお考えでしょうか。

〇山本(幸)副大臣 三角合併、今度会社法の改正できちんと制度ができるわけでありませうので、これに税制も整合性を合わせる必要があると考えておりまして、課税の繰り延べということになるわけでありませうけれども、これは今税当局と詰めておりますけれども、税制の面でもこれがスムーズに行えるようにきちつと対応しなければいけないと考えておりまして、今主税当局と折衝しているところでございます。

〇鷲尾委員 課税の繰り延べということをお答えいただきましたが、私は、先ほどの甘利大臣の御見解からいって、三角合併を早急に解禁することとが本当に日本経済にとっていいことなのかというところ、まだ考えあぐねてございませう。

先ほど甘利大臣がおっしゃいました、会社はだれのものか。アメリカの方は、これは間違いなく株主のものであるということを通じているわけでございます。ところが、先ほど大臣がおっしゃい

ましたように、日本としては広範な利害関係者のものである、おっしゃるとおりだと思ひます。このような違いがある中で、三角合併、確かに、友好的か非友好的か、非友好的であれば当然それは阻止しなければならぬというふうには思ひますし、友好的であっても会社に対する基本的な考え方が違ふ。そういう中で、では、その環境整備だけ突き進めていって本当にいいものだろうかというふうに考えます。

三角合併だけの話ではございませう。今、お隣中国の元に対する切り上げ圧力というのが高まつております。今、中国の外貨準備高は日本を超えて世界一です。その世界一の外貨準備高を持つ中国が、例えば元が切り上げになった場合、これは相当な元の購買力が上がるということですよ。

例えば、日本が円の購買力を上げたときに何が起つたかという、それこそバブル華やかなりしころ、アメリカの方では、例えばソニーのコンビニアの買収ですとかロックフェラーセンターの買収ですとか、さまざまな要するに企業の買ひあさりが行われたわけでありませう。

中国が、元の切り上げが行われた場合に、要するに一さき前の日本とアメリカの關係がまた行われてしまふんじゃないかというふうには思うところもあるんです。

ですから、こういうところに対して日本としてどういう態度を示していくべきなのかということもろにについてもお答え願ひませうでしょうか。

〇甘利国務大臣 企業が買収や合併を行う、これは国内外の戦略の一つでありますから、もちろんこれは企業の判断によつて行われるわけでありませうけれども、相手から攻めてこられるのは完璧に防止をして、こつちから攻めていくのは自由にできるようにするというのはなかなか難しいことではないかと、これは守る方と攻める方のフェアバランスをしないとアンフェアな法制的な国ということになるわけでありませうし、企業の戦略としても、あそこは組みたくないということになってしまふわけでありませうから、合併や買収も、これ

は企業価値を高めるといことがその目的であり
ますし、高めることを通じて幅広くステークホル
ダーの利益を図るといことでございます。

攻めるのと守るのとバランスをとりながら、日
本企業が国際戦略を展開できるようにしていく、
そのための環境の整備を図るといのが我々の仕
事だと思っております。先般のMアンドAルー
ルの構築等、この大競争時代、大合併時代の中
では比較的確切な環境整備ができたのではないかと
いうふうに思っております。

○鷲尾委員 攻めも守るも非常に微妙なバランス
の上で行わなきゃいけないといことはよくわか
りました。

それでは、経済産業省の方で、例えば企業側が
何らかの買収防衛策を講じようといふうにした
ときに、何がしかのアドバイスをするといふこと
はあつたりするんでしょうか、その買収防衛策を
導入することが可能であるか否かといふことも
含めて。

○甘利国務大臣 今回の仕組みも、法務省と経産
省で協議をしてつくった一種のガイドラインに
従って法整備が行われてきたわけでございませ
う。いろいろ御相談があればしっかりと対応してい
きたいといふふうに思っております。

○鷲尾委員 相談があれば対応したいといふこと
でございましたが、ぜひ、大臣が先ほどまでおつ
しゃつていたバランス感覚といふのを大事にしな
がら指導といふのを行っていただけたらなとい
ふふうに思います。

特に、アメリカの方では、経営者の自己保身に
つながっているんじゃないかといふ言い方をし
て、結局株主に対して経営者が買収防衛策を導入
できないような事例もあるわけでございまして、
そこを、企業価値を上げることが目的であるとい
うふうにはさつき大臣はおっしゃっていましたたけ
ども、その企業価値自体にも議論があることを踏
まえながらの指導をしていただけたらなとい
うふうに思います。

まして、平成十七年度だけで約二千八百億の金額
が納付されております。最近、雑誌等々でもその
話題がやかましくなつてきておりますが、ソ
ニ、そして京セラ、船井電機等々、数十億から
数百億円単位の追徴課税がなされるということが
あるわけです。

これらの企業は、そもそも現地の国において課
税され、そして適正に納付したわけで、さらに追
徴課税されるというのは、いわゆる所得に対する
二重課税になつていふことなんです。

二重課税された場合は、当然、二国間協議での
解決を図るといふことでございしますが、租税条約
がない国もありますし、お互いの国の力関係もあ
ります。相互協議が不調に終われば二重課税はそ
のまま残されるわけでございまして、相互協議が
成立したとしても、加算税といふものは、調整さ
れずに、結局残つてしまふといふことになつてい
ます。

これは主に国税庁の方での方針転換といふのが
いろいろ言われているところでございしますが、経
済産業省としてのこの問題に対する御認識をまず
お伺いしたいといふふうに思います。

○山本(幸)副大臣 御指摘のように、最近、移転
価格税制について、大きな追徴課税等の案件がふ
えております。件数も課税額も増加してございま
す。御指摘のとおりでございます。

これは、最近では、従来の物の価格だけの話では
なくて、国税当局と事業者の間で見解の相違が大
きく出るようになっていふのは、経営ノウハウと
か知的財産権、その範囲についてどうとらえるか
といふところで、新しい意味でのビジネスがあふ
えているといふことから来ているんだらうと思いま
すが、グローバル化が進展する中で、我が国企業
の国際展開を図るためには決していふことではな
いといふように思っておりますので、そういう問
題が起らないように、基準をきちんと透明化し
てもらふことが必要だと思ひます。

できれば、疑義があるときには事前に相談がで
きるといふことで済ましていただければ一番いい

わけでありまして、実態を今見ておりますと、国
税当局の方も、事前相談に応じているんですけれ
ども、件数が余りにふえていまして、担当者が二
十人ぐらいいしつかないといふことでありまして、
対応が十分にできかねているといふことでござい
ますので、今私ども、国税当局とも相談しており
まして、運用の実態をしっかりと把握して透明性
を図る、そして、そういう問題が生じる前に何と
か解決できるようにお願いしたいといふことで働
きかけているところでございます。

これは先生の御指摘を受けて、我々も国税当局
と改めてまた早急な解決策を求めてまいりたいと
思っております。

○鷲尾委員 御答弁ありがとうございます。

おっしゃるとおり、特に経営ノウハウ、いわゆ
る無形資産取引、これについては大変裁量の余地
があるといふことで、各方面から裁量の余地が少
なくなるようなガイドラインをつくるようにとい
う格好で申し入れがあるわけでございまして、先
ほどおっしゃつていたように、事前相談をしても
結局は数年かかつてしまふような事態があるの
は、これは問題であらうと。

ですので、でき得るならば、もう期限を区切つ
てこの問題についてのガイドラインを明らかにす
る必要があると思ひます。これはもう緊急を要す
る問題でございまして、経済産業省としても、貿
易を振興している傍ら、逆に、振興して出てい
った、海外に進出していった企業が後ろから、背
中からピストルで撃たれて追徴課税されるような状
況は断然あつてはならない状況ですので、ぜひと
も、積極的な期限を区切つてガイドラインを明確
化していくぞといふその決意を、ちょっと大臣、
お願い申し上げます。

○甘利国務大臣 御指摘を踏まえまして、しつ
かりと対処できるように督促をさせていただきます。

○鷲尾委員 ありがとうございます。

重ね重ね申し上げますが、これについては、い
わゆる資源ビジネス、例えば三菱商事さんですと
か三井物産さんですとか、我が国のエネルギーの

安全保障にとつても非常に重要な問題も絡んでご
ざいますので、ぜひとも、重ね重ね申し上げます
が、喫緊の課題として取り組んでいただきたいと
思ひます。

それでは、続きまして、前通常国会で成立いた
しました所得税法の改正の中で、特殊支配同族会
社の役員報酬、この役員報酬が損金不算入になる
といふ法案が可決されたところでございまして、
この税制の改正によつて、中小企業に対しては
どの程度影響があるといふふうにお考えでしょう
か。

○山本(幸)副大臣 この点は幾つか計算のやり方
があると思ひますけれども、一応私ども、出てい
る統計数字から見まして、基準が決められており
ますので、その基準の当たるところだけを見てい
くといふことになりまして、まず、対象法人に該
当するかどうかといふところで、全体の中小企業
の二二%ぐらいが対象になるのではないかと考え
ております。それから、その中で適用除外とい
うのがございまして、それは対象法人の大体九割
だと言われているので、そういたしますと、
中小企業約二百五十一万社掛ける二二%掛ける
〇・一といふことで、約五・五万社、つまり全法
人の約二%ぐらいではないかと見込まれてい
るところでございまして。

○鷲尾委員 これで運用がされていくわけです
けれども、実際どれぐらいの影響が及ぶかといふこ
ろについてはさまざまな議論があつたわけでござ
いまして、当初の思惑と逆に、違ふ結果になつ
た。この場合、想定しておりますのは、影響のあ
る企業がふえたといふ場合、やはりその影響の度
合いを見ながらこの税に関する見直しといふのも
もう一度していかなくちゃいけないんじゃないか
といふふうに思ひますが、大臣、この点はどうい
うふうに思われますでしょうか。

○甘利国務大臣 私も、党におりましたときにこ
の税制の議論に加わりました。実は、個人事業主
の方からは、法人成りした企業と個人事業主と実
態はそう変わらないところもあるのに、事業主の

報酬の税制上の措置の違いがある、法人成りと同等に扱ってほしいという要望が片や出ているわけでありました。そうしたら、企業成りしている方が逆に個人事業主と同じ税制上の扱いになったというものでありまして、ちょっと唐突にこの話がでてきたときに驚いた記憶がありました。

当初、相当数がこの税法の割を食うのではないかとということで、急激な影響が出ないように、名実ともに法人企業としてはどちらかというと個人企業に近いのではないかとというような形態にきちんと絞り込めというのを、作業を随分やりまして、それで、先ほど山本副大臣が説明をさせていたいただいたような範囲に絞り込んだわけでございます。

対象法人要件としては、同族の関係者一グループで株式が九〇%以上保有をされている、かつ常務に従事する役員のうち同族関係者が過半数。適用除外で、所得が八百万円以下ということと、それから、所得が八百万から三千万円の場合では、かつオーナー役員給与が所得の二分の一以下であるということ等々をいろいろ織り込んできまして、先ほどの報告に、シミュレーションをすることでそのぐらゐの数字に絞り込まれるから過大な影響はないのではないか、つまり全法人の二%、五、六万社程度ということになったわけでございます。

実際に、どういふふう当初もくろんだ数字と実際に影響を受ける企業数の乖離があるか、まだ実態把握をしていかなければなりませんので、その実態を把握して過大な乖離があった場合には、いろいろ見直しについての議論をしていきたいというふうに思っております。

○鷺尾委員 大臣の実態把握をするというお言葉、大変心強いのでございますが、では、実態把握をするというふうにおっしゃっていた、その内容というのはどのようなものになりますでしょうか。

○山本(幸)副大臣 これは適用されるのが、一番最初に始まるのが来年の三月末からでございます

ので、そこからどれぐらいの企業がその適用になるのかということがわかってくるわけでありまして、今私も、税理士の先生方とか、いろいろ問題があるよというふうな話も聞いておりますので、また税理士の先生方もいろいろ指導されて、どちらが得かというふうな話で、数字的には対象はこれぐらいですけれども、実際にはちょっと違ってくるようなこともあろうかと思っておりますので、そこは、来年の三月末から適用される状況を見て、思っていた以上に大きな影響が出て困るというふうなことになるれば、また見直しについて業界と相談して、税当局と話をしていきたいというふうに思っています。

○鷺尾委員 どのように影響があるのかというのは、いろいろな、それこそ、ちょっと語弊がある言い方かもしれませんが、数字のつくり方というのがございます。今回、五万社から六万社という数字も、随分私もうるる調べて、また政府側にも資料を要求して、当時の大臣にも問い合わせした上で、政府の見解としては五万社から六万社であるということになったわけでございます。これは、実態把握を間違つてしまつて、いわゆる日本の企業社会の八〇%から九〇%を支えていらっしゃる中小企業の皆さんに大変過重な負担が強いられるのではないかとこのように思うわけです。実態を把握する具体的な内容というのをどういふふうにお考えなのかと思つたのでございますが、大臣、そこはいかがでございますか。どういふ把握のやり方で、大まかでも結構です、ひとつお答えいただけたらと思います。

○石毛政府参考人 先ほどから大臣それから山本副大臣が答えていることに関係するわけですが、私も、先ほど適用対象、適用除外というのを御説明したわけですが、恐らく企業の中には、適用対象から外れようとして役員構成を変えろとか、そういういろいろな実態があるんだらうと思つております。そういうことをきつと見きわめた、それを見きわめられるような形の調査が必要になってくると思つております。

したがいまして、任意の調査というふうな形ではなかなか難しいという感じもいたします。私ども、そういう実態を把握するためには、必要に応じて財務当局とも一緒になって把握をしなければいけないだろうというふうなことではないかと思っております。

○鷺尾委員 他省庁とも連携するというところでございますので、ぜひ正確な実態把握をお願いしたいと思つております。

もう一つ質問させていただきます。グレーゾーン金利の撤廃によりまして、まあ撤廃する方向でございます。これによりまして、大手の消費者金融から当然これは異論が出てくるわけですが、特例の措置も認めない方向ということでございます。特例の措置も認めない方向ということでございます。大手の消費者金融といたしまして、中小の消費者金融といたしまして、この中小の方の業者さんにはどのような影響があるかと考えてまいらうか。

〔委員長退席、赤羽委員長代理着席〕
○渡辺(善)副大臣 この問題は、委員御案内のように、リスクプレミアムの上限をどの程度まで認めるかということと同時に、今現在、大変な数の多重債務者がいるわけでございます。五社以上からお金を借りている多重債務者が二百三十万人とも言われていますし、その人たちの平均残高がこれまた二百三十万円という大変に高い水準になっています。さまざまな社会問題を惹起しているのは御案内のとおりでございます。

今回、自民党あるいは公明党、与党間の協議をやつていただきました。それぞれの党において、今党内手続にかけられている案がございます。自民党では、つい先ほどでございますが、合同部会です承されたという情報でございますけれども、確かに、二九・二%の上限金利を利息制限法のこれまた刻みを変えないレベルにまで下げるといふ大変ドラスチックな案でございますから、御指摘のように、中小の金融業者への影響は必至であると考えております。

しかし、どちらを優先するか。こういう膨大な多重債務者の問題を優先するか、中小業者保護を優先するかといへば、これは事は自明でございます。したがつて、そういう決断のもとに今回の改正案を考えてきたところでございます。

一方、日本の金利の体系を見ますと、これは余り議論されたことのないことかもしれせん。私、ついこの間まで自民党の方におりましたので御紹介申し上げますが、例えば、縦軸にローン残高をとりまして、日本の金融、金利体系は、大体二%前後ぐらいにでつかい山があるんですね。この山がするするするとなくなりまして、次の山が、小さいおが、二〇%を超えた二三とか二五とか、こういうところにおがでてくるんですね。これをフタコブラクダなどと称しておりますけれども、これは自民党内の議論で、政府に入るとこういうおもしろい表現は使えないわけでございます。

そういうやはりゆがんだ金利体系をこの際、利息制限法の中に押し込めるという形で、いわばミドルリスクテーカー、こういう層がもつと出てきてもいいんじゃないか、そういう問題認識を持つて議論してまいりました。

したがつて、中小業者の皆様には、貸し倒れ費用をできるだけ圧縮してもらつとか、そういった事業の再構築をぜひお考えいただきたいと思っております。

○赤羽委員長代理 鷺尾英一郎君、時間が来ておりますので、手短かに。

○鷺尾委員 はい。

ありがとうございます。

当然、中小の金融業者さんは業態を縮小せざるを得ないというふうなお話だったというふうにも認識いたしました。

その陰で、当然、町の金融業者さんを利用して、経済産業省におかれましては、そういう意味ドラスチックな変化があるわけでございます

ので、それに対する担保もしっかりとしていたいただきたいということを最後に申し述べまして、私の質問を終わらせていただきます。

○赤羽委員長代理 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。

臨時国会最初の質疑に当たりまして、甘利大臣にぜひお伺いしたいのが、製造業における派遣、請負の問題であります。

甘利大臣御自身、この間、いろいろ記者会見や公的な場で、経済産業政策をライフワークとされておられる、そういう際に、労働の側の視点からも発言をされておられ、正規と非正規の格差の問題についても問題提起をされているというのは拝見しております。

そういうことで、ぜひお伺いしたいと思っております。資料を配付させていただいているんですけど、一枚目に、特に今、電機メーカー、精密機器を含めて、例えば日本の経済団体の経団連役員となっている電気機器、精密機器六社の利益と従業員数の推移ということでグラフをつくってみました。折れ線グラフの方が収益ですけれども、○二年三月の、ITバブルがはじけたときの落ち込みがありますけれども、その後、順調にといえますか、収益が拡大をしております。それに対して、棒グラフですけれども、二〇〇〇年三月のときに二十四万人、これが、○六年三月でとりますと十八万人と大きく減少しております。

二枚目をご覧いただきたいんですが、一方で、この間、派遣法の原則自由化、製造業における解禁が行われました。そんな中で、派遣社員数及び製造業の派遣の事業所の推移のグラフですけれども、九九年十二月の派遣労働の原則自由化、○四年三月の製造業への解禁などを見て、今現在、派遣社員数が百二十一万。棒グラフの方が、これが派遣の事業所数ですけれども、○四年解禁を受けて、○四年六百十三が、○六年では八

千十六と大きく増加をしています。請負労働者数ということについて、経年での変化をとらえるデータがないんだということで、わかっているのが、○四年のところに、上の方に丸で囲みましたが、厚労省の方の調査で、製造請負労働者が八十六万人という実態調査があるようであります。

ここでござんいただきましたように、大企業の収益は回復、拡大をしながら、正社員は大幅に減少し、大企業の収益の回復というのが常用雇用の拡大につながっていないという現状が今あると思います。一方、派遣社員、請負労働者の増加ということが今言われているところであります。

そこで、もう一度数字の確認といいますが現状の確認で厚生労働省に伺いますが、厚労省が行いました労働力需給制度についてのアンケートというのがあります。その中で二点お聞きしたいんですが、請負発注者、受け入れ先の方の事業所当たりの請負労働者、製造業についてですけれども、工場の中に受け入れていっている労働者数が○二年と○五年の調査でどういふふうに変化をしているのか。もう一点が、その請負労働者の賃金額というのが○二年、○五年、どういふふうに変化をしているのか、お答えください。

○岡崎政府参考人 今御指摘のありました労働力需給制度についてのアンケート調査によりまして、まず、請負発注者一事業所当たりの請負労働者数につきましては、平成十四年度におきましては平均九十四・四人、それから平成十七年度につきましては平均百六十九・四人でございます。

また、請負労働者の平均賃金につきましては、平成十四年度におきましては平均年収で二百六十三万一千円、それから平成十七年度につきましては平均年収で二百四十五万九千円でございます。○塩川委員 お話にありましたように、一つの工場、事業所における請負労働者数というのが九十四人から百六十九人ですから、一・八倍に増加をしています。

一方で、請負労働者の賃金水準そのものも下が

る中で、二百四十五万という話がありました。時給で換算しますと、この厚労省のアンケートでも、時給千円なんですよ。それもこの三年間で減少している。そうしますと、二百四十五万ということは、時給千円で換算すれば二千四百五十時間ということになります。そういう点でも非常に少ない数字、少ない金額、これは残業を前提にこの年収につながっていると思います。

私のお聞きしました請負労働者の実態でも、例えば、時給千円であっても、月に一回欠勤をする、ペナルティーということで、その時給千円を九百円にする、こんなことで、一日の欠勤が割の給料カットにつながる。こんなことはとてもないということで、労働組合の力もかりて撤回をさせるといふことなんかもありましたけれども、現場はそういう状況になっている。

ですから、若者の請負労働者の方が、今の給与水準ではとても将来の展望が見えない、結婚もできないだろう、家も持てないかもしれない。ですから、ある若者の請負労働者は、どうせおれの将来はホームレスですから、こういうことを述べようかな、若者の未来を奪うような状況というのが生まれていると思います。

ここで、参議院の予算委員会の中で、十三日でしたか、我が党の市田書記局長がこの問題を取り上げまして、そういった実情を踏まえた指摘に対し、安倍総理の方が、いわゆるワーキングプアと言われる人たちが前提に生産の現状が確立されているのであれば大変な問題だと答弁をされました。

まさに、今述べたような実態というのは、いわゆるワーキングプアを前提にした生産の現場、現状が成り立っているんじゃないかと率直に思うんですが、大臣の御見解を伺います。

○渡辺副大臣 製造現場におきまして、さまざまな産業分野において働くいわゆるワーキングプアという方々の様子については、新聞やまたテレビにおいて報道されているところであります。私も十分承知をしているところであります。このようなワーキングプアと呼ばれる人々は、

一般的にどのように定義するかはそれぞれ違いますが、比較的考えられるのは、給与所得が三百万円以下であって、実際にはそういう人たちが一千七百万人いる、そういう報告も聞いておりますが、こういった低所得の賃金しかもらえず、その中には非正規雇用が相当数含まれているのではないかといふふうに思われております。

製造現場で働く非正規雇用の割合が拡大している背景でありますけれども、国際的なコスト競争の激化など経済産業構造の変化や働く人々の価値観の変化があるというものの、今後、将来の格差の拡大につながっていくことも考えられ、十分に注意する必要があると思います。

企業の競争力の強化という観点からしても、働く人々のやる気をいかに引き出すかということも非常に重要なことであります。非正規社員として働く人々が正規社員にチャレンジできる状況を整備していくこと、これは重要な政策課題であると認識しております。

なお、こうした人々の労働実態に関しては、労働法規に違反するような働き方であれば問題でありますけれども、既に厚生労働省においても監督の強化等に取り組まれたものと承知しております。

いづれにしても、経産省としましては、チャレンジできる社会をつくっていく、いわゆる非正規化を固定化していかない、そういう仕組みをつくっていききたいというふうに思っております。

〔赤羽委員長代理退席、委員長着席〕

○塩川委員 質問にお答えいただいているんですが、今こういった非正規、派遣や請負、特に製造業におきましてそれが非常に大きく広がっている、その点というのが前提となった生産になっている、この点についての現状認識はどうかというのをお聞きしているんです。

例えば、この間私も調査に行きました、薄型テレビでいいますと、液晶テレビのシャープの亀山

工場、四年前に四千人の工場が立ち上がりまし
た。そういう中で、四千人のうち、正社員で三重
県内の新たな雇用というの何人かといったら、
二百二十五人という答えでした。それからもう一
つ、松下の方でいえばプラズマテレビ、これをつ
くっていますのが兵庫県の尼崎工場です。先日行
きました。経営の方にお話を聞きましたら、去年
の秋、八百人で立ち上がった。この工場におい
て、兵庫県の新たな正社員の採用というのは八
百人中わずか六人だという話なんです。

ですから、大半が派遣や請負という非正規雇用
になっている。その賃金水準というの先ほども
紹介したような実情です。派遣社員について
も、常用労働者と派遣社員の給与水準を比較した
厚労省の調査を見ても、ちょうど半分の水準に
なっているわけです。

ですから、そういったワーキングプアを前提に
生産現場が成り立っている、こういう現状につい
て、率直に大臣としてどのようにお考えなのか、
お聞かせください。

○甘利国務大臣 企業にとつては、正規雇用がそ
の生産、会社の運営を支える基幹部分だと思いま
す。ただし、非正規雇用という存在が雇用者に
とつても企業側にとつても必要ないかといえ
ば、これは必要があるからそういうニーズが生まれ
てくるんだと思います。働く方に与りましても、正
規雇用で拘束されない働き方が必要ときもあり
ます。企業にとつても、正規雇用というところま
で抱え込めない状況の中で戦力をふやすという必
要もあらうかと思えます。

問題は、この非正規雇用がずっと拡大をして
いって、非正規から正規に行く道が断たれるとい
うのはあつてはならないことだと思っております。
本人が非正規で働きたいという限りはもちろ
ん非正規でいいのでありますが、いろいろ将来の
ことを考えて、安定雇用でありたいし、収入もき
ちんと確保したいという場合に、その道をきちん
とつなげていかなければならないというふうに
思っております。

ただ、すべてを正規雇用で拘束するというこ
とになりますと、企業自身が国際競争に勝たなけ
ればなりません。景気が悪い状況からよくなつて
くるに従つて、企業が自信をつけて、これならば
正規雇用をふやして大丈夫というところに至つた
時点で非正規から正規にスムーズに行けるような
仕組みをきちつとつくつておく、今もありますけ
れども、さらに整備をしていく必要があるうかと
思っております。

○塩川委員 非正規という働き方について、働く
側のニーズがあるというお話もあるんですけれ
ども、私が聞いた中でも、請負の方なども、正規に
なりたいたくてもない。つまり、圧倒的なフリ
ーターの方にしてみれば、正社員になりたいけ
れどもないというのが実情だというのは率直
なところだと思います。

あと、確かに正社員として声のかかるような方
がいます。システムエンジニアの方が派遣で入つ
ている、うちに来てくれと。でも、断るんだと言
うんですよ。なぜかといつたら、正社員になつた
らもつと働かされて、それも何か、それこそ肩書
なんかつけられると残業代ももらえなくなる、か
えて非正規のままの方がまだましだ。というこ
う労働実態が背景にあるんじゃないか。というこ
ろでの非正規の問題を、正社員の働かせ方の問題
と同時に、非正規のあり方についての、低賃金や
不安定な雇用のあり方は是正ということこそ必要
だ。

そういう点で、今大臣が、この非正規が拡大を
していつて、その中で正規から非正規への道が断
たれるようなことがあつてはならないとおつ
しゃつたのは……(甘利国務大臣「非正規から正
規」と呼ぶ)失礼。非正規から正規への道が断たれ
るのとはあつてはならないというふうにおつしゃ
つたのは当然のことだと思えます。

その点で、ちょうど労働者派遣法の九九年の改
正の際、当時の労働大臣は甘利現経済産業大臣で
ありました。その際の審議を振り返つてお聞きし
たいんですけども、九九年の労働者派遣法の改

正、私どもは括弧つきの改正で言っております
が、派遣業務の適用対象を大きく拡大する、原則
自由化する、同時に、常用代替の防止ということ
で、当時も、正社員を減らされてこいつた派遣
で置きかえるんじゃないのか、こういう懸念とい
うのは当然質疑の中でも出されました。

ですから、その中で、大臣の答弁の中にもあり
ましたけれども、常用代替の防止という規定とい
うのを盛り込んでいてと説明をしておられまし
た。資料の三枚目に該当の部分の会議録をつけて
おきましたが、三段目のところ、傍線を引いたと
ころが甘利大臣の答弁ですけれども、常用代替が
いわゆる労働者派遣法の活性化、原則自由化に
よつて起こつてしまふのではないか、この懸念を
ふさいでいく、対処していくということもあわせ
て内容に盛り込んでいて、一年を超える雇用に関
しては派遣先に正規雇用とする努力義務を設
けている、一年を超えるということとでそのま
ま使つていくところについては適切な指導、そし
て従わない場合には企業名の公表も当然考へてあ
る。この場合の企業名の公表も当然考へてある
先の公表という趣旨でありますけれども、
そういったのがこゝでは書かれております。

しかし、製造業の現場がどうなつていくのかと
いうことなんです。公表になつていくんだらう
か。先ほども紹介しました松下のプラズマテレビ
をつくつていくのが、松下の子会社の松下プラズ
マディスプレイ。ここの、ピエラをつくつてい
るところですね、最新鋭のパネル工場ですけれど
も、大阪の茨木工場とそれから兵庫の尼崎があ
ります。

この間、例えば大阪の茨木工場については、昨
年の五月に、請負労働者から大阪労働局に、現場
で偽装請負が行われているという申告が行われ、
立入調査も労働局が行つて、昨年の七月、労働局
の指導で松下は請負を派遣に切りかえました、偽
装請負を違法派遣ということ。そうしました
ら、こゝしに入つて、五月、つまり去年の七月か
ら一年たたない五月の段階で、松下は派遣を請負

に戻しています。請負だったのを派遣にしたの
に、それをまた請負に戻す、こんなことが行われ
ている。

同様に、尼崎工場は去年の九月に立ち上がりま
した。そのときは派遣労働者で入っています。そ
れがこゝしの八月には、やはり去年の九月から一
年たつ前の八月時点で派遣を請負に切りかえてい
るんです。

先日、松下に行つて経営側の方にお話を伺つて
きました。労働者派遣法では一年を超えて雇用
を継続する場合には受け入れ企業側に直接雇用の
申し入れ義務が生じるけれども、尼崎工場として
直接雇用の申し入れを派遣労働者に行つたのかと
いうのに対しては、会社側は、行つていませんと
いう答えでした。

ですから、製造業において、率直に言つて、大
臣もこゝで説明をされたような常用代替にならな
いという仕組みが機能してないんじゃないか。
当時の労働大臣としてこの現状をどのように受け
とめておられますか。

○甘利国務大臣 企業活動は関係法令を遵守して
行つたというのは当たり前のことでありまして、法
令違反があれば厳正に対処するというところでござ
います。

要は、企業もきちんと国際競争に勝つていく、
そして雇用者もハッピーというのが一番いいわけ
であります。その接点をどう求めていくかとい
うことだと思えます。

企業側にとつては、正規雇用にしていくという
ことは、ずっと抱えていくという、経営が悪く
なつてもなかなか解雇ができないというリスクを
抱えるわけでありまして、そのことを慎重
にしながら正規雇用をふやしていく、その間、非
正規でつないでいくということがあらうかと思
います。

ただ、それがずっと定着をしてしまふのは、実
態としてそういうことがあるとするならば、それ
は何なんだろう。そういうところに思いをはせ
て抜本的な解決を図つていかなければならない。

るわけですから、受け入れ先企業に対して厳しく対応することなしには偽装請負は是正できないわけであります。

そこで、大臣に伺いますが、先日の経済財政諮問会議の場で、御手洗経団連会長、これは十三日でしたか、議事要旨を拝見しましたら、この偽装請負問題での発言をされていたと思います。受け入れ先で指揮命令してはいけないということに、いろいろ仕事は教えてはいけないということも入っている、現行の請負法制に無理があり過ぎる、ぜひ見直してほしいとか、今の派遣法のように三年たったら正社員にしろと硬直的にするとコストが硬直的になる、こういう発言をしているわけですが、でも、キャンノン自体が、この間、宇都宮工場ですとか大分キャンノンのように偽装請負で指導が行われているわけです。労働局から昨年文書指導

も行われています。

みずから偽装請負が問われているときに偽装請負を合法化しようとする、そういう発言をすること自身が問題だと思いますけれども、大臣はそう思いませんか。

○甘利国務大臣　経済財政諮問会議での御手洗会長の発言は、請負の場合だと、指揮命令権が、受けているものと会社には、つまり、受け入れ先ではない、送り出している会社にある、受け入れているところに関しては口を挟んではいけないと。ただし、それも、現場でのいろいろな危険の回避とか、あるいは仕事の、働く者にとつての円滑な対

応等々を考えれば、一切口を出してはいかぬというの、かえって請負会社から請負として働いている人たちにとってもいろいろ不便なんではないだろうかという素朴な疑問だけ呈されたんだと思いまして、この請負派遣の法制あるいは企業の給与体系や雇用のあり方全体に対する整合性の問題提起ではなかったかと受けとめました。

○塩川委員　製造業に來る請負派遣そのものが問題だ。そもそも、職安法四十四條の労働者供給事業の禁止、これから大きく外れている現状があるということが大問題だと思います。実態調査をき

そのためには、危険性のある製品の製造、販売の防止はもちろんのこと、製品事故が起きてしまった場合には、事故に関する情報を社会全体で共有し、その再発を防止することが必要であります。

十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「法律」を「他の法律」に改める。

六十一条第二号」に改め、同条を第二十四条と

する。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 製品事故等に関する措置

第八十二条の見出しを「(危害防止命令)」に改め、同条中「により」の下に「重大製品事故が生じた場合その他を」、「危害の」の下に「発生及び」を加え、「政令で定める」を「第三十二条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる」に、「その製品を」を「当該消費生活用製品」に改め、「応急の」を削り、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第八十二条を第三十九条とし、第三章中同条の前に次の一節、節名及び一条を加える。

第一節 情報の収集及び提供

(主務大臣の責務)

第三十三条 主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。

(事業者の責務)

第三十四条 消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売(一般消費者に対する販売をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するように努めなければならない。

2 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。

(主務大臣への報告等)

第三十五条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を

製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を主務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の期限及び様式は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大製品事故による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大が政令で定める他の法律の規定によつて防止されるべきものと認めるときは、当該報告の内容について、当該政令で定める他の法律の規定に基づき危害の発生及び拡大を防止する事務を所掌する大臣に通知するものとする。

(主務大臣による公表)

第三十六条 主務大臣は、前条第一項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知った場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、同条第三項の規定による通知をした場合を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機密に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。

(体制整備命令)

第三十七条 主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が第三十五条第一項の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを

適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

第二節 危害の発生及び拡大を防止するための措置

(事業者の責務)

第三十八条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない。

2 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受けてとる措置に協力しなければならない。

3 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受けてとる措置に協力しなければならない。

第四章の章名を削る。

第八十三条を第四十条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 雑則

第八十四条を第四十一条とする。

第八十五条第二項中「第九十五条の二」を「第五十五条」に改め、同条を第四十二条とする。

第八十五条の二中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項」に、「第八十四条第四項」を「第四十一条第四項」に改め、同条を第四十三条とし、第八十六条を第四十四条とする。

第八十七条第一項中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第四十五条とする。

第八十八条第三号及び第四号中「第二十九条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条第五号中「第二十六条」を「第二十七条」に改め、同条第六号

中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第七号中「第二十八条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同条第八号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第四十六条とする。

第八十九条の見出し中「諮問」を「諮問等」に改め、同条第二項中「第八十二条」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十七条とする。

第九十条第一項中「第二十六条又は第三十条」を「第二十七条又は第三十一条」に改め、同条を第四十八条とし、第九十条の二を第四十九条とし、第九十一条を第五十条とする。

第九十二条第二項及び第三項中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条第四項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十九条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第五十一条とし、第九十三条を第五十二条とし、第九十四条を第五十三条とする。

第九十五条第一項第二号中「第八十九条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同項第三号に係る届出の受理の下に「に関する事項」を、「の登録」の下に「に関する事項」を加え、「第三十一条及び第八十二条」を「第三十二条」に、「第八十三条」を「前章第一節の規定による情報の収集及び提供に関する事項、第三十九条第一項の規定による命令に関する事項、第四十条」に、「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、「立入検査」の下に「に関する事項」を加え、「第九十二条の申請」を「第九十三条の規定による申出」を「第五十二条第一項の規定による申出の受理」に改め、同条を第五十四条とし、第九十五条の二を第五十五条とし、第九十六条を第五十六条とする。

第九十六条の二中「当該危害の」の下に「発生及び」を加え、「第九十五条の二」を「第五十五条」に改め、同条を第五十七条とする。

第九十七条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第二十六条」を「第二十七条」に改め、

同条第四号中「第三十一条又は第八十二条」を「第三十二条又は第三十九条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第三十七条の規定による命令に違反した者第九十七条を第五十八条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 罰則

第九十八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「第二十七条」を「第二十八条」に改め、同条第六号中「第八十三条」を「第四十条」に改め、同条第七号中「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第八号中「第八十五条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第五十九条とする。

第九十九条第一号中「第九十七条第二号」を「第五十八条第二号」に改め、同条第二号中「第九十七条第一号若しくは第三号」を「第五十八条第一号、第三号若しくは第五号」に改め、同条を第六十条とする。

第一百条第二号中「第二十三条の二第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第六十一条とする。

第一百一条中「第八十五条の二」を「第四十三条」に改め、同条を第六十二条とする。

別表中「別表」を「別表(第二条関係)」に改め、同表第一号中「又は第二十九条」を削り、同表第九号中「法律」を「他の法律」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の消費生活用製品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部

改正)

第三条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号中「第三十条第一項第八号」を「第三十一条第一項第八号」に、「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

理 由

消費生活用製品の使用に伴う一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年十一月一日印刷

平成十八年十一月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F